

予算特別委員会記録

1 日 時 令和7年3月12日（水）
 午前 10時00分 開会
 午後 4時37分 閉会

2 場 所 議場

3 出席委員（24名）

委員長	大 條 雅 久	副委員長	高 塚 広 義
委員	小 野 志 保	委員	伊 藤 義 男
委員	渡 辺 高 博	委員	野 田 明 里
委員	加 藤 昌 延	委員	片 平 恵 美
委員	井 谷 幸 恵	委員	河 内 優 子
委員	黒 田 真 徳	委員	合 田 晋 一 郎
委員	神 野 恭 多	委員	白 川 誉
委員	越 智 克 範	委員	藤 田 誠 一
委員	田 窪 秀 道	委員	山 本 健 十 郎
委員	藤 原 雅 彦	委員	篠 原 茂
委員	伊 藤 謙 司	委員	伊 藤 優 子
委員	仙 波 憲 一	委員	近 藤 司

4 欠席委員
 な し

5 説明のため出席した者

市長	古 川 拓 哉	副市長	赤 尾 禎 司
企画部			
部長	加 地 和 弘	総括次長(総合政策課長)	松 原 広
次長(デジタル戦略課長)	西 原 誠	財政課長	大 西 政 年
シティプロモーション推進課長	吉 岡 奈 津 子	政策推進室長	三 並 弘 昭
企画部文化スポーツ局			
局長	守 谷 典 隆	文化振興課長	中 沢 美 由 紀
美術館長	近 藤 明 美	スポーツ振興課長	安 永 亮 浩
総務部			
部長	高 橋 聡	総括次長(総務課長)	藤 田 和 久
管財課長	高 橋 洋 毅		
福祉部			
部長	久 枝 庄 三	総括次長(健康政策課長)	佐 々 木 正 子
介護福祉課長	山 本 兼 資	国保課長	石 川 徹
地域福祉課長	真 鍋 達 也	生活福祉課長	越 智 達 郎
地域包括支援センター長	宇 野 和 彦	保健センター所長	寺 尾 佳 代 子
国保課主幹	藤 原 重 昭	地域福祉課主幹	村 上 美 香
介護福祉課副課長	峯 美 香	健康政策課副課長	高 田 真 由 美
保健センター副課長	岡 田 成 弘		
福祉部子ども局			
局長	沢 田 友 子	子ども保育課長	正 岡 大 典

こども未来課長	矢野佳美		
<u>市民環境部</u>			
部長	長井秀旗	総括次長(地域コミュニティ課長)	藤田清純
次長(危機管理監)	小澤昇	市民課長	伊藤伸明
危機管理課長	岡政昭	市民課主幹	尾藤秀行
危機管理課副課長	宇野久美子		
<u>市民環境部環境エネルギー局</u>			
局長	近藤淳司	環境衛生課長	高畑孝智
廃棄物対策課長	青野実	環境施設課長	不二浩通
環境施設課参事(清掃センター所長)	阿部広昭		
<u>出納室</u>			
出納室長(会計管理者)	高本光		
<u>議会事務局</u>			
事務局長	山本知輝	議事課長	徳永易丈
<u>選挙管理委員会事務局</u>			
事務局長(総務部総括次長)	藤田和久		
<u>監査委員事務局</u>			
事務局長	藤田康弘		

6 委員外議員

議長 小野辰夫 副議長 伊藤嘉秀

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本知輝 議事課長 徳永易丈
 議事課調査係長 伊藤博徳 議事課主事 田辺和之

8 付託案件

議案第14号から議案第22号

9 会議の概要

午前 10時00分開会

- 委員長（大條雅久）（開会挨拶）
- 古川市長（挨拶）
- <第1グループ>
- 議案第14号 令和7年度新居浜市一般会計予算
- 徳永議事課長（説明）
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）（説明）
- 藤田総務部総括次長（総務課長）（説明）
- 高本会計管理者（出納室長）（説明）
- 藤田選挙管理委員会事務局長（総務課長）（説明）
- 藤田監査委員事務局長（説明）
- <質疑>

午前 10時00分開会

- 委員長（大條雅久）（開会挨拶）
- 古川市長（挨拶）
- <第1グループ>

議案第14号 令和7年度新居浜市一般会計予算

- 徳永議事課長（説明）
- 松原企画部総括次長（総合政策課長）（説明）
- 藤田総務部総括次長（総務課長）（説明）
- 高本会計管理者（出納室長）（説明）
- 藤田選挙管理委員会事務局長（総務課長）（説明）
- 藤田監査委員事務局長（説明）

<質疑>

総合文化施設管理運営費

- 委員（神野恭多） 大きく増額している理由を教えてください。
- 中沢文化振興課長 指定管理料の増加が要因となっており、令和6年度予算1億6,458万9,000円に対し、令和7年度予算は2億4,600万円、8,141万1,000円の増加となっています。これは、指定管理業務の追加に伴い、これまで総合文化施

設充実費に計上していた展覧会開催に関する費用をはじめとした美術館経費の全額が、総合文化施設管理運営費に包含されたこと、指定管理者が館長を配置することによる館長人件費、消費税等を除く支出額の7%を利益相当額とする一般管理費に加え、物価や人件費の高騰により、これまでの経費についても価格が上昇していることが要因となっています。

また、令和7年度は、開館10周年となるため、例年4回開催している展覧会を5回としており、展覧会費用についても増額していますが、令和8年度以降は、これまでどおりの年4回とし、予算も減額の予定としています。

○委員（神野恭多） この体制は愛媛県の総合科学博物館の体制を参考にしたと思いますが、指定管理料が非常に高く感じます。松山市の子規記念博物館や、坂の上の雲ミュージアムの指定管理料は約1億3,000万円です。そのあたりが本当に妥当なのかというところですが、質問としては、直営から指定管理に移管した予算というのは幾らになりますか。

○中沢文化振興課長 指定管理料に包含した金額は、展覧会開催費用5回分として約7,500万円、これは年4回開催している展覧会を開館10周年記念として5回開催することになっているため、例年より約1,300万円増加した金額となっています。その他として、美術館経費約430万円、館長人件費として620万円を令和7年度の指定管理料に増額をしています。

○委員（神野恭多） 今の金額に全て先ほど説明のあった指定管理料の7%が一般管理費として乗ってくると思います。学芸業務は直営で行うということですが、学芸業務に関する予算執行は、指定管理者に丸投げして、7%が乗っかっている状態になっています。そもそも、経費削減、縮減という話でこの指定管理の中身を変えることになったと思いますが、市から直接払える支出をわざわざ指定管理者を通して7%上乗せして割高に払っているように感じますが、いかがですか。

○中沢文化振興課長 指定管理料の増額については、今年度見直しを行い、美術館業務の一部、今まで別途委託をしていた業務について、展覧会費用を含め、指定管理業務の中に追加しています。これは、利用料金制の導入に伴い、指定管理者のインセンティブ、自分たちが努力した分について

は収入につながっていくというところの観点から、執行を含め、指定管理料の中に増額しています。指定管理料については、令和6年度から一般管理費の追加がありましたが、最終支出額を見込んで精算をしていく形になりますので、学芸業務の直営部分についても、内容を見ながら、適正な執行に努めていきたいと考えています。

○委員（神野恭多） 利用料金制導入で、これから入館料などの売上げが指定管理者に全て入ること、市の歳入がゼロになりますよね。普通は指定管理者の自助努力を促して、事業収入をある程度見込んだ指定管理料を設定するはずですが、そのあたりはどのように設定していますか。

○中沢文化振興課長 歳入については、令和7年度は5回の展覧会のうち4回、利用料を徴収するようにしています。その4回分について、約2,720万円の収入を見込んでいます。

○委員（神野恭多） その2,720万円が、今回指定管理料の中からその分は差引きされていると考えていいということですか。

○中沢文化振興課長 利用料金制になるので、その他美術館収入以外に生じる収入についても、差し引いた金額で指定管理料としています。

○委員（神野恭多） 先ほどの説明の中で、館長の話が出たのでお尋ねしますが、そもそも調査研究は、継続性が必要なもので、学芸員は直営にするという聞いていますが、なぜ美術館長を指定管理が配置することになったのか教えてください。

○中沢文化振興課長 館長については、これまで初代の館長を除き、以降行政職員が館長を務めています。やはり、他館とのネットワークや展覧会の誘致に当たっては、館長の力というのは非常に大きいものになります。それに加えて、美術館協議会からも、知見やネットワークのある館長の就任をとという要望もありましたので、今回館長の配置については、勤務体系や雇用体系が少し柔軟な形になる指定管理者のほうで配置をしていただくようにしました。

○委員（神野恭多） 専門職の館長を雇い入れてほしいという要請は僕も理解していますが、直営の館長でない、信用に欠ける部分があって、作品をお借りする場合に困るのではないかとということで、他の美術館では、会計年度任用職員として採用している事例もあります。学芸員が直営で、館長が指定管理だとすると、指揮系統にも非常に

問題が出てくると思うのですが、そのあたりはどのように考えていますか。

○中沢文化振興課長 現状、指定管理の館長では、市学芸員の指揮命令系統含まれないということがあり、12月議会でも神野委員からそういう意見がありました。その中で、専門職の館長を配置した上で、引き続き市が責任を持って関わっていくため、現在館長が市学芸員に指示、指導できる体制へと見直しの検討を進めているところです。

○委員（加藤昌延） 新居浜市への収入というのが、4回の展覧会の2,720万円ということですが、駐車場の料金はどのようになっていますか。

○中沢文化振興課長 駐車場料金については、これまでも指定管理者の収入となっています。令和7年度は155万円の収入を見込んでいます。

企業版ふるさと納税促進事業費

○委員（渡辺高博） 前年度予算から5倍以上、500万円から2,750万円となった理由を伺います。

新たな財源確保の取組について、具体的に教えてください。

○松原総括次長（総合政策課長） まず、前年度予算から5倍以上となった理由ですが、企業版ふるさと納税促進事業費は、本市と成功報酬型の契約を交わした連携先の企業等が、寄附金の提案や営業を行い、成約した場合に手数料を支払うものとなっています。これまで連携していた県内金融機関に加え、新たな民間企業との連携を推進することとしたため、予算を増額しています。

内訳としては、従来から連携する金融機関による寄附目標額を1,000万円とし、手数料5.5%を踏まえ、予算額55万円を、そして新規で契約した民間企業による寄附目標額を同じく1,000万円とし、手数料22%を踏まえ、予算額220万円で、合計275万円の予算額としています。

次に、新たな財源確保の取組については、令和6年11月に新たな民間企業と契約を締結し、先月、2月上旬から具体的な取組をスタートしています。そうした中、この1か月間ほどで9件の寄附申込みをいただいています。こうした成果や実際に寄附をいただいた企業の動向等を分析、検証し、関心のある企業に対する効果的なPRや、寄附の動機づけにつながる合理的かつ魅力的な付加価値の造成を図っていきたいと考えています。

基幹業務システム管理費

○委員（越智克範） まず、国が法に定める標準

化とはどのようなものですか。

2つ目、移行作業の作業期間及び作業の内容はどのようなのですか。

また、全額を外部業者に委託するのか、その場合の業者の想定及び見積りは徴取済みですか。

3つ目、今後の管理はどのように行いますか。

また、想定される費用は、どのようですか。

○西原次長（デジタル戦略課長） まず、1点目の国が法に定める標準化については、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳や税、福祉などの標準化対象20業務を、令和7年度末までに国が整備した共通基盤のクラウド環境において、標準化仕様に準拠したシステムに移行するものです。このシステム標準化により、行政サービスのデジタル化への対応、行政運営の効率化、行政サービス展開の迅速化などの効果を見込んでいます。

次に、2点目の移行作業の期間及び内容については、本市では、令和5年度から順次作業を進めており、今年度は国の標準仕様に適合するための基本設計を実施しています。令和7年度は、詳細設計完了後、年内にシステム構築作業を完了し、令和8年1月に総合試験、2月に試験運用を実施し、3月に本稼働する計画となっています。

経費については、基幹業務システム管理費のうち、約1億8,000万円は通常の既存基幹システムの管理運用に充てており、残り5億2,000万円が標準化対応のためのシステム移行費となります。

標準システムへの移行に関する経費については、全て国のデジタル基盤改革支援補助金で対応可能となっています。

システム標準化対応業務を委託する事業者については、令和5年度にプロポーザルを実施した結果、現行のシステム管理事業者である日立システムズに業務を委託する予定となっています。

事業費については、事業者の見積りを精査した結果、国へ事業費の申請を行い、事業費が決定しています。また、令和7年度の予算計上に当たっては、再度対応を精査しまして、約1,300万円の経費の削減に努めています。

次に、3点目の今後の管理については、従来は庁舎内のサーバーに構築されたシステムを個々に管理していましたが、標準システムは、国と地方自治体共通の情報基盤であるガバメントクラウド上で集中して管理することになります。専用のク

クラウド環境で管理することにより、保守の効率化、セキュリティ強化、災害時の業務継続などの効果が見込まれます。

想定される費用については、これまではサーバーの維持管理に係る費用やシステム改修費に係る費用が必要でしたが、今後はガバメントクラウド使用料、システム使用料、回線使用料などが必要となります。システム使用料については、現行システムと同等程度の経費で運用できるよう、調整しています。

○委員（越智克範） 他市と比べて、当新居浜市は金額としてはどうですか。

○西原次長（デジタル戦略課長） 事業費については、1つは事業者が全国で約300団体ユーザーがありますが、共通して同じ程度の見積りで、他市ともそれほど差がないことを確認しています。国からも事業費が既に認められていますので、適正と考えています。

○委員（渡辺高博） 基幹業務をガバメントクラウドへ移行するに当たって、システムの仕様変更による既存業務への影響を具体的に教えてください。

あと各地の自治体で遅れが懸念されている中で、国が期限として定めている年度末までに、移行は可能でしょうか。

あと今回予算計上している財務会計システムとの連携にあるように、今後想定される改修にはどのようなものがありますか。

あと追加のシステム改修などにより、運用コストが増大する懸念はありませんか。

○西原次長（デジタル戦略課長） まず、既存業務への影響については、業務システムを国の標準仕様に定められた標準準拠システムへ移行することで、自治体独自のカスタマイズが行えなくなります。そのため、標準仕様にない市独自でシステム対応してきた業務については、標準システムに合わせた業務の見直しが必要となります。

2点目の国が定める期間内のシステム移行については、全国的には令和6年10月時点で約400団体、2,000システムが令和7年度末までの移行が困難なシステムとして、令和8年度以降でのシステム移行を調整しているところです。

本市においては、現時点では、令和7年度末までのシステム移行を予定しており、導入に向けた取組を進めています。

3点目の標準システムとの連携が必要なシステムについては、財務会計システムのほかに、自庁開発しているシステムについて見直しが必要となります。その対応として、現在実施している基本設計の中で、標準化移行後のシステム対応について影響を調査しているところです。対応が必要なシステムについては、標準準拠システムで拡充されるデータ抽出機能の活用などのシステム対応を検討していきます。

4点目の追加のシステム改修などによる運用コストの増大への対応については、標準システムでは、独自のカスタマイズ対応が行えないことから、基本的には業務フローの見直しやデータ抽出機能、自庁開発システムの活用などで運用コストが増大しないよう、調整を進めていきます。

広報推進費

○委員（田窪秀道） 1点目、広報番組の制作費、放映費、ホームページの保守管理費、市政だより編集事務費、広報テレビ番組制作放送業務委託費、それぞれの予算配分を教えてください。

2点目、概算見積りは取得していると思いますが、それぞれの委託先はあらかじめ決められているのか、委託先が分かれば教えてください。

3点目、保守管理と編集事務以外の本事業の主たる目的は、愛媛県全域、他市への魅力発信ですか、それとも本市への移住促進ですか。また、期待できる効果も教えてください。

4つ目、テレビ放送で、本市の活動を発信し、関心を持ってもらうのはよいことですが、主眼が本市への移住促進ならば、経済部観光振興策で行うべきで、所管の枠を超えていると感じます。従来の制作放映、保守管理、編集事務とは事業を分けるべきと考えますが、いかがですか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、1点目の予算額2,481万1,000円の予算配分については、行政広報番組、ケーブルテレビ、コミュニティーFM制作及び放送業務委託料等が752万8,000円、ホームページ保守業務委託料等が177万1,000円、公式LINE情報発信システム保守管理業務委託料が303万6,000円、市政広報テレビ番組制作放送業務委託料が1,210万円、このほか、市政だより編集に係る事務費が37万6,000円となっています。

次に、2点目の委託先についてです。

行政広報番組、ケーブルテレビ、コミュニティー

一FM制作及び放送業務及び公式LINE情報配信システム保守管理業務については、株式会社ハートネットワークに、ホームページ保守業務については、福泉株式会社にそれぞれ随意契約を行う予定です。

また、市政広報テレビ番組制作放送業務については、令和7年度に本市の入札見積り参加資格登録業者で、当業務が実施可能な事業者を指名して実施する指名型プロポーザル方式による選考を予定しています。

次に、3番目の市政広報テレビ番組制作放送業務の主たる目的としては、市民はもとより、愛媛県全域、他市への魅力発信です。

期待できる効果としては、広報効果の高いテレビ放送、地上デジタル放送を活用することで、本市の取組や活動を市民、県民に分かりやすく伝え、市政への関心や理解を高めるとともに、定期的かつタイムリーな行政情報が発信できるものと考えています。

次に、4点目についてですが、テレビ放送での本市の活動の発信は、主眼は本市への移住促進ではなく、市民はもとより、愛媛県全域、他市への魅力発信です。

○委員（田窪秀道） 先ほどこのテレビ放送で、本市への関心、理解を深めることだけで1,210万円を使う、このことに対して、本市の魅力を発信して、移住者を増やす、ふるさと納税の額を増やす、本市への入り込み客数を増やすなどの効果を期待してこれだけのお金を使うのであれば何も言うことないが、来年度10月の決算委員会のときに、関心深めましたという答弁だけで終わらさつもりですか、そこら辺教えてください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 テレビ番組については、もちろん魅力の発信だけではなく、市内の方に対しては、放送を通じて市政に対する関心を深めてもらうこととか、市政への参画の促進を図ることなどを考えています。

また、地域外の方については、市の認知度を向上して、市内のイベント告知等もその放送で行うこととしており、交流人口、関係人口の拡大にもつながるものと考えています。

○副委員長（高塚広義） 令和8年度もこの事業を継続する考えなのか、伺います。

それと、本市の魅力や取組の発信を考えているということですが、定期的にテレビ番組を放送す

るとか、何分程度とか、そのあたりの考えを教えてください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 令和8年度の事業実施については、事業の効果検証を行う中で決定していきたいと考えています。

また、この放送については、毎週5分程度、令和7年度は、25回以上の放送を考えています。

○委員（藤原雅彦） 市政だよりの編集事務を行うとありますが、現在、市政だよりの作成数及び経費は幾らぐらいですか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 市政だよりの作成数は、3万9,500部となっており、経費については、編集作業に係る職員の時間外勤務手当が35万7,000円、デスクトップモニターなどの編集機器使用料が1万9,000円、合計37万6,000円となっています。

○委員（藤原雅彦） 3万9,500部作成ということで、これ毎月の市政だよりの印刷代というのは幾らぐらいかここで聞けますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 市政だよりの作成経費については、令和7年度の市政だよりの印刷製本費で1,623万2,920円となっています。

○委員（藤原雅彦） これ年間ですよ。

○吉岡シティプロモーション推進課長 年間です。

○委員（藤原雅彦） 市政だよりの発行部数が3万9,500冊ということですが、市政だよりは、各自治会を通じて、自治会加入者のところに配布しています。新居浜市の現在の世帯数が約5万7,000世帯、自治会加入率が52%ですので、自治会に加入している人が約2万8,000世帯、それに対して3万9,500部の市政だよりを発行しているということになると思います。3万9,500から2万8,000引いたら約1万2,000余りですが、恐らく各公民館とか、各主要なところに置いて、取ってってくださいということにしていると思いますが、実際、そんなにたくさん取っていているようには見えないんですよ。これから自治会加入率が減っていくわけですから、それに比例して、ある程度残して、印刷部数も考えるべきだと思いますが、その辺の見解はどうでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 自治会を通しての配布については、現在、約3万7,000部配布しています。残りの3,000部を市役所や公民館、市の情報ブース等で配布しています。毎年加

入数等にも応じて、作成部数を減少させているような状況ではあります。

○委員（藤原雅彦） 状況としては分かりました。自治会加入率が52%ということは、市内の半分の方が自治会に入っていますが、問題は50%を切ったときに、大半の方が自治会に入っていないことになってきます。市の発信物はいろいろありますが、やっぱりこの自治会だよりというのが高齢者でも分かりやすいものだと思います。自治会加入率が半分以下になったときに、市政だよりの配布の仕方とか、方向性とかそういった考えがあれば教えてください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 市政だよりについては、配布方法を考えないといけない時期がもう来ているとは思っています。ただ、今現在配布をお願いしている連合自治会の意向等もありますので、そういったところとも協議しながら、例えばフリーペーパー等の全戸配布とか、そういったことも検討していきたいというふうには思っています。

○委員（藤原雅彦） 結構お金もかかっていますので、実情に即した形でまた連合自治会とも話をすると思いますが、その辺の話は、連合自治会の方はどういう感じですか。例えば半分に減っても配らせてほしいとか、今までの話した内容でもし言える範囲があれば教えてください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 ここ最近では、連合自治会での市政だよりの配布を取りやめるという話は、持ち上がってはいません。

○委員（白川誉） 広報の効果測定と分析はどのようにするのでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 広報の効果測定と分析については、視聴率の調査及び番組内容に関するアンケート調査などを実施し、業務実施効果の検証を行いたいと考えています。

○委員（白川誉） 1,200万円ですら25回ぐらい、週1の放送とのことですが、これ初めての取組なのでやってみないと分からないところはあるので、チャレンジするべきだと思いますが、これを年間で放送するとなると、倍かかるぐらいのイメージになるのでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 他市の状況を確認すると、倍とまでは言いませんが、近い金額、2,000万円程度の金額で実施しているところもあります。

○委員（神野恭多） 今治市がやっているテレビ番組をイメージしていますが、それでよかったですか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 今治市や松山市が実施している番組のようなものを想定しています。

○委員（神野恭多） 対内的にも対外的にも、一定の効果というのは聞き及んでいるので賛成ではあります。テレビ離れというのもあるので、その作成したものをT i k T o kやユーチューブなど、SNSで活用できるのでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 プロポザルで実施する中で、SNS等と連携や2次利用もできるように、そういった仕様書を作成し、提案していただこうと思っています。

運動部活動競技力向上事業費

○委員（藤田誠一） 事業費の内訳、事業内容を教えてください。

新設された新居浜東高校健康スポーツ科は、本市にも応援してもらいたいと思いますが、同校の競技力向上に対してどうお考えですか。

○安永スポーツ振興課長 まず、事業費の内訳は、講師謝礼114万円、費用弁償86万8,000円、消耗品費13万9,000円、委託料13万2,000円となっています。

事業内容は、バドミントン、陸上競技、野球、ハンドボールなどのトップコーチを招き、部活動の強化につながるトレーニングを行うものです。

また、競技によっては、優秀中学生選手の市内進学を促すため、中高合同で実施するなど、中高部活動の連携を図っています。

次に、2点目ですが、県内初めての健康スポーツ科であり、令和7年度はスタートの年です。競技力が向上すれば、よい選手が集まり、さらなる競技力向上にもつながると思いますので、本事業のほか、他市でもあまり例を見ない高校スポーツ強化指定校事業等により、東高校のみならず、本市の高校全体のさらなるレベルアップが図られるよう、取り組んでいきます。

いずれにしても、よいスタートが切れるよう、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

午前10時58分休憩



午前11時09分再開

日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開催事業費

○委員（藤田誠一） 事業費の内訳、事業内容を教えてください。

ゴルフ、軟式野球、バドミントンの3種目の各来訪予定者数と宿泊数を教えてください。

各会場でのおもてなしの実施とあるが、どういったものですか。

○安永スポーツ振興課長 まず、事業費の内訳は、時間外勤務手当5万8,000円、消耗品費61万円、委託料44万9,000円となっています。

事業内容は、各会場への来場者へのおもてなしのほか、各会場に設置する歓迎横断幕や案内看板等の作製、設置となっています。

次に、来訪予定者数については、ゴルフは3日間開催で延べ1,000人、軟式野球は1日開催で300人、バドミントンは3日開催で延べ1,700人、合計3,000人を見込んでいます。

宿泊数については、ゴルフは3日間の開催ですので、前泊等していただけるものとして、長くて4日、同様に、軟式野球では2泊、バドミントンでは4泊を想定しています。

おもてなしの内容としては、来場者に新居浜市の名産品を配る予定としています。

○委員（藤田誠一） マスターズの対象者、選手の年齢を教えてください。宿泊数、まあまああると思いますが、新居浜のホテルで収まりましたか。

○安永スポーツ振興課長 35歳以上です。

全員泊まると新居浜で全て収まるかどうかと言えば難しいかなと思いますが、皆さん多くの方に泊まっていたきたいなとは思っています。

生涯活躍のまち拠点施設体育館空調整備事業

○委員（伊藤謙司） 委員長、これ第7グループのほうがよろしいですか。

○委員長（大條雅久） では通告の3にもありますが、ワクリエの1館のほか、小学校、中学校で25の体育館、第7グループに通告がありますので、そちらで合わせてこの質疑を行います。

体育施設環境整備事業

○委員（藤田誠一） 市営野球場スコアボード改修工事のスケジュールを教えてください。

環境整備完了後の大会誘致や具体的なプランはありますか。

○安永スポーツ振興課長 まず、スコアボード本体については、ボード製作期間として6か月ほど

必要であり、設置に先立ち、11月頃に既存スコアボードの改修工事、12月中旬頃から電気供給工事を行い、1月頃より設置を行い、年度内に完成の予定です。

次に、具体的なプランは現在のところありませんが、利用いただいている団体等と相談をしながら、お披露目を兼ねた記念となる大会等の開催について検討していきたいと考えています。

また、新設されたスコアボードの広報に努め、合宿等の誘致にもつなげていきたいと考えています。

○委員（藤原雅彦） まず、1番目、議会質問等で老朽化によるスコアボード改修の要望があり、必要性を感じています。

今回、スコアボード改修工事に約2億5,000万円が計上されています。コロナ禍もありましたが、ここ5年間の年間の市営球場の使用回数は幾らですか。

2番目、改修工事に伴い、基礎工事、電気配線、周辺整備など考えられますが、全て含まれての約2億5,000万円でしょうか。

また、スコアボード改修後の年間の維持管理費はどのぐらいになりますか。

3、財源内訳で、その他として約9,300万円が計上されていますが、どのような財源ですか。

○安永スポーツ振興課長 まず、1点目ですが、市営野球場の使用実績は、令和2年度は96回、令和3年度は114回、令和4年度は213回、令和5年度は263回、令和6年度は2月末現在で262回となっています。

次に、2点目ですが、スコアボード本体及び取付工事、取付けに伴うバックスクリーン補強、塗装等の工事、電気供給工事、また内野グラウンド耕起工事の約3,000万円が含まれています。

年間の維持費についてですが、電気料金のほか、部品交換等に伴う費用が想定されますが、部品交換等については、他市の事例に倣って、工事契約時に予備の部品をあらかじめ納入し、不具合が起こった場合は、その部品を使用して交換することとしていますので、当分の間は、交換作業費のみを確保し、維持管理に努めていきたいと考えています。

次に、3点目、約9,300万円の内訳は、スポーツ振興くじ助成金8,600万円と公共施設整備基金繰入金682万1,000円の内訳となっています。

○委員（藤原雅彦） 3番の財源の中で、くじ助成金とありましたが、このくじ助成金に関しては、もう既に決定はされているのですか。

○安永スポーツ振興課長 現在申請しており、4月の中旬頃に内示が来る予定となっています。

○委員（藤原雅彦） 内示ということは、100%来るという認識でよいですか。もし落ちた場合、補正予算で組むと思いますが、今のところ絶対通るという予定で予算申請しているということですよ。

○安永スポーツ振興課長 私としても、通るように祈っています。令和6年度も別の要件ですが採択いただいております、書類等不備なく申請していますので、恐らく採択されるものと思っています。

採択されない場合については、またその際に検討が必要かなと思っています。

自動車購入事業

○委員（伊藤謙司） 車両購入事業ということですが、車両のリースという選択肢はなかったのですか。

○高橋管財課長 EVの導入計画を策定する際に、購入の場合とリースの場合の経費を比較しましたが、車両を10年間使用した場合の総額は、リースのほうが高額になるという試算結果となりました。

また、事業費の90%に脱炭素化推進事業債を充当することとしており、そのうちの30%が地方交付税として措置されることになっていますが、リースの場合は、当事業債の対象とならないことから、購入することしました。

参議院議員選挙費

○委員（藤田誠一） 事業費の内訳と事業内容を教えてください。

昨年の市長選挙で設置された大型ショッピングセンター内の期日前投票所は、多くの方から利用したよという声を聞きました。選挙の周知啓発や投票率の向上にも有効と考えますが、本事業費においても期日前投票所を設置されますか。

大型ショッピングセンターでの期日前投票の実施結果から、本事業で改善予定、検討していることはありますか。

○藤田選挙管理委員会事務局長 事業費の主な内訳、内容については、投開票事務及び期日前投票事務に従事する職員の管理職手当及び時間外勤務手当等の職員手当などが1,684万4,000円、投票所

入場券の送付、地域情報誌への啓発記事掲載の広告料及び投開票に使用する機器の点検整備等に要する役務費が832万6,000円、ポスター掲示場設置業務、投開票所物品運搬業務、期日前投票受付業務等の委託料が1,382万2,000円、タクシー借上料、会場使用料、器具借上料などの使用料及び賃借料が265万4,000円、受付用パソコン等の購入に要する備品購入費が302万5,000円となっています。

2点目のイオンモール新居浜への期日前投票所については、参議院議員通常選挙においても、引き続き開設します。

3点目の本事業で改善を予定、検討していることについては、新居浜市長選挙における開設の際に、イオンモール新居浜で投票できることを知らなかった、イオンモール新居浜の開店時間から開いていると思っていたなどの意見がありましたので、より多くの有権者に投票いただけるよう、各種媒体を活用した投票機会の幅広い周知及び開設時間の拡大について検討するとともに、イオンモールとの協議を進めていきたいと考えています。

○委員（小野志保） 投票率向上のために予定している取組はありますか。

○藤田選挙管理委員会事務局長 投票率向上のために予定している取組については、従前より実施している投票日当日の移動支援やSNS等を活用した積極的な情報発信、新居浜市明るい選挙推進協議会と連携した市内商業施設での街頭啓発を行うとともに、引き続きイオンモール新居浜での期日前投票所を開設します。

また、投票率向上には、選挙の有無にかかわらず、日頃からの取組を通して、政治、選挙を自分にとって身近なものと感じていただくことが大変重要であることから、高校生や専門学校生などを対象とした選挙啓発講座の開催や選挙時における選挙公報の送付を予定しています。

午前11時24分休憩



午前11時26分再開

<第2グループ>

議案第14号 令和7年度新居浜市一般会計予算

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質疑>

高額医療費貸付費

○委員（井谷幸恵） これはどのようなお金ですか。内訳を教えてください。

何人分を想定していますか。

本市の低所得者で高額な医療費を払っている人はどのぐらいいますか。

どのような場合に申請できますか。

○石川国保課長 高額療養費貸付費については、療養に要した費用が高額で、医療機関への支払いが困難な方に対し、国民健康保険法に規定する高額療養費の支給予定額の9割を貸し付けるための費用です。

通常の高額療養費制度は、医療機関から保険者へ届く診療報酬明細書を基に算出するため、最長で診療から3か月後に支給することとなりますが、貸付制度は、医療機関から患者に交付された請求書や領収書を基に、高額療養費支給予定額を算出し、支給予定額の9割分を事前にお渡しする制度です。

令和7年度予算の120万円は、10万円の貸付けを12件行うことを想定して積算したものです。

低所得者で高額な医療費を支払っている人数については、令和7年2月に高額療養費を支給した世帯のうち、市民税非課税世帯への支給は349件で、国保加入世帯全体の約2.8%です。

また、貸付制度の利用要件については、高額療養費支給予定額が1万円を超えていること、国保料の滞納がないことの要件を満たす国保加入世帯主が制度の利用対象となっています。

児童扶養手当費

○委員（白川誉） 1点目、ここ数年の支給件数の推移はどのような状況ですか。

昨年県内で逮捕者が出たりもしましたが、不正受給防止の調査は、どのようにしていますか。

仮に市民から通報があった場合の対応フローと併せて教えてください。

○矢野こども未来課長 まず、児童扶養手当の支給件数は、令和4年3月末時点で974件、令和5年3月末時点で930件、令和6年3月末時点で916件、令和7年2月末時点で1,003件です。

次に、2点目についてです。

市民から児童扶養手当の不正受給についての通報があった場合は、その都度該当者に対して調査を行い、不正受給が確認されれば、資格喪失届を提出してもらいます。その際、以前から不正な事実が発生していた場合は、事実の発生日まで遡っ

て、児童扶養手当を返納することとなっています。

調査方法については、こども家庭庁が毎年作成している児童扶養手当事務処理マニュアルを参考に調査を行っています。

具体的なフローについては、まず通報があった場合、児童扶養手当受給者かどうかをまず確認します。受給者である場合は、過去に同様の通報がなかったかどうかをまず調べます。二、三か月以内に既に本人に事情を確認しているような場合を除いて、本人に市役所の窓口に来庁するよう、文書で通知します。この場合、本人を呼び出した場合に、通報された方から、自分が通報したことが判明する可能性があるからしないしてほしいとの希望がある場合には、文書は送付せず、8月の現況届のときやほかの手続で来庁した場合に、通報の件は伏せておいて、遠回しに状況確認を行っています。

また、呼出し文書の送付後、本人が来庁した場合には、窓口で通報内容の事実確認を行っています。匿名での通報が多いため、通報者に話してもよいと許可を得た範囲で、本人に内容を伝えています。

また、事実と違う場合や異性の訪問等にやむを得ない事情がある場合は、その内容を確認書に記入してもらい、今後は通報につながるような行動を慎むよう、助言及び指導を行っています。

また、不正受給防止のための取組として、週に1回、公簿等での確認を行い、異性との同居や本人の婚姻の有無について確認を随時しています。

また、毎年8月の現況届提出時に、必ず本人に来庁してもらい、支給要件について読み上げながら一つ一つ説明を行い、不正受給に該当していないかどうかの確認を行っています。

生活保護費

○委員（白川誉） 1点目、約2,300万円減額見込みとなる中で、生活保護の適正化事業費は約600万円増額となっている因果関係を教えてください。

独居高齢者向けの方々への広報周知はどのようにしていますか。

不正受給防止に向けた取組とここ数年の不正受給があれば件数を教えてください。

○越智生活福祉課長 1点目の生活保護適正化事業の増額理由は、システム機器の再リースに

381万4,000円、保護費の振込手数料132万円、郵送費の値上がり分73万9,000円が主な増額分であり、生活保護費との因果関係はありません。

次に、2点目、独居高齢者向けの広報周知については、要保護状態である独居高齢者に対して、いかに気づき、支援するかが重要であると考えており、民生児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関との連携、情報共有によって、支援が行き届く体制の構築を図っています。

3点目、不正受給に向けた取組ですが、課税台帳の確認と資産調査をそれぞれ年1回行っており、昨年度から適正な収入申告を促すチラシを作成し、適宜配布しています。

次に、不正受給の件数は、令和3年度51件、令和4年度29件、令和5年度47件、令和6年度41件となっています。

生活困窮者自立支援事業費

○副委員長（高塚広義） まず、1点目、事業費1,945万3,000円の内訳を伺います。

2点目、この事業を継続する中で、令和7年度はどれぐらいの相談者を想定していますか。

令和7年度に特に取り組む内容を伺います。

3点目、令和6年度の課題を踏まえ、令和7年度に取り組むべきことがあれば教えてください。

4点目、就労支援についても考えていますか。

○越智生活福祉課長 まず、1点目、事業費の内訳は、新居浜市社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援業務委託料が1,750万9,000円、住居確保給付金事業助成金が194万4,000円の合計1,945万3,000円となっています。

2点目、令和7年度の相談者の想定ですが、委託先である新居浜市社会福祉協議会に対して、令和5年度の新規相談件数が224件、令和6年度は現時点で261件の相談件数があります。物価高騰の影響もあり、昨年度より相談件数が増えてきていることから、来年度は約300件の相談を想定しています。

令和7年度に特に取り組む内容としては、住居確保給付金事業について、これまでの家賃相当分の支給に加え、家賃が低廉な住宅への転居費用の支給も可能になるため、対象世帯への適切な支援を行っていきたいと考えています。

次に、3番目の令和7年度に取り組むべきことについて、生活困窮者の相談内容は、年々複雑で多様化しており、行政では対応が困難な相談が増

えてきています。委託先の新居浜市社会福祉協議会は、病院の受診同行、住居支援、食料支援など行政で手の届きにくい隙間の支援を行っており、引き続き支援者に寄り添った支援をすることで、事業の充実を図りたいと考えています。

次に、4点目、就労支援についてですが、令和6年度新規支援者261人のうち、就労支援を行ったのが17人であり、引き続き個々の実情に応じた就労支援を行っていきたいと考えています。

○副委員長（高塚広義） 複雑な相談等も増えているということですが、なかなか今の相談体制というのは、非常に大変な状況のように見受けられます。今後の体制についてはどのように考えていますか。あと相談に来られる方には、支援の手を差し伸べることはできますが、本当に困っている人って、なかなかSOSも発信できず、相談に行かれていないと思います。そういう方についての今の取組内容と行政としての横断的な取組についての考え方があれば伺います。

○越智生活福祉課長 まず、1点目ですが、ひきこもりや、対人恐怖症など、支援につながりにくいケースがあって、大変苦慮しているところですが、当課だけではなく、ほかの支援者、庁外を含めて連携会議を年1回していますので、そこで困ったことがあったら連携、対応していくというような体制を目指しています。

そして、2点目ですが、まず関係者が気づいてあげることが一番大事だと考えており、今年度も、民生委員や医療機関、地域包括支援センターなどの関係機関に制度の説明や、自分たちの役割というものを確認する話を行いました。そういったことを継続していくことが大事ではないかと思っています。

そして、3点目、横断的なところですが、当課だけで対応するのではなく、包括的に、一体的になって業務を取り組んでいくというようなことが目指すところではないかなと考えています。

○副委員長（高塚広義） 様々な相談がある中、皆さんの寄り添っていく姿勢は、本当に感じている。そういう中で、一人一人がスキルもつけながら、職場でやっていくのは、今の体制ではしんどいように感じますが、今後の体制について何か考えがあれば教えてください。

○越智生活福祉課長 だんだん職員のほうも業務が増えてきて、しんどい状況になっています。福

社の問題に関しては、結構当課で対応はしていますが、得意、不得意というのが出てくると思います。

そんな中、ほかの業務も福祉部全体、市全体の問題として、市役所の職員、ほかの関係機関もありますけど、市全体のメリットを考えていこうということで、自分の仕事だけで線引きするのではなく、ほかの部署の業務も一緒にやっていくというような考えを持って業務に臨んで行けたらいいなと思います。

○委員（野田明里） 先ほどの御答弁の中で、連携会議を年に1回とありましたが、問題が複雑、多様化している中で、連携会議年1回というのは、なかなか連携が難しいのではないかと思います。そのあたりの考えや、会議の回数を増やすという考えはありますか。

○越智生活福祉課長 今、年1回開催していますが、顔見せというか、名前を知るみたいなどころだけになっており、会の効果があるかと言えば、少し疑問に持つところがあります。回数を増やすのは大変ではありますが、例えば事例検討するなど中身のある会にしていくことも考えていかなければいけないかなとは考えています。

高齢者補聴器購入費補助金

○委員（片平恵美） 1人1万5,000円とした理由を教えてください。

○山本介護福祉課長 既に事業を実施している先進地においては、対象条件や助成金額の考え方は様々であり、おおむね2万円から3万円程度が多くなっていますが、限られた予算の中で、できるだけ多くの加齢性難聴と思われる高齢者の方が、補聴器使用による聴力改善により、コミュニケーション能力を向上させ、フレイル予防や認知症予防につながることを期待し、その購入のきっかけをつくってもらいたいという観点から1万5,000円としています。

○委員（片平恵美） 以前の一般質問でも、加齢性難聴の方は、市内に大体1万人ぐらいいると想定されていますが、できるだけ多くの人ということで、50人とした根拠を教えてください。

○山本介護福祉課長 根拠というわけではありませんが、今回の予算規模については、まず始めてみようということで、75万円の予算規模で、まず直接、支援が行き渡るのには50名ということになります。加齢性難聴を解消するためには、補聴器が

有効なツールであるということが重要と考えており、高齢者の聴力維持の重要性について、本人だけでなく、周りの御家族やほかの市民にも関心を持ってもらうことで、より多くの方にその必要性を認識してもらうことが一つの目的となっています。金額の問題だけではなくて、補聴器をつけるのを嫌がる方がたくさんいます。そういう方のハードルを下げる手助けが少しでもできるようにしたいと思い、50名という形で考えています。

○委員（片平恵美） 補聴器が有効だということをも市民や親族の方に知らせていくということに意義があると思いますし、まず始めてみることは、市民から歓迎されることだと思いますが、75万円の枠が先にあって、それをどう使うかというところで検討したということですか。

○山本介護福祉課長 要望しているものの、なかなか国の補助制度ができないということで、今回については、まず始めてみよう、小さな枠ではありますが、75万円という予算規模となりました。本来はもう少し補助金を増やすべきだと思いますが、現状ではこういう形になっています。

○委員（伊藤優子） 補助する基準はあるのですか。病院の診断書とかは必要ですか。

○山本介護福祉課長 この補助金については、申請前に医療機関、耳鼻咽喉科等で専門医の受診が必要です。難聴の原因を確認して、その対策として補聴器の装着が必要であるかどうか、意見書を提出してもらうような形を考えています。

午後 0時03分休憩

午後 1時00分再開

地域生活支援事業費

○委員（片平恵美） 1点目、内訳を教えてください。

2点目、日中短期入所事業を実施している事業者は、市内で幾つありますか。

3点目、日常生活用具給付事業について、何を日常生活用具とするのかは誰が決めるのかを教えてください。

○真鍋地域福祉課長 まず、内訳については、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中短期入所事業、訪問入浴事業実施のための委託料として1,077万4,000円、日常生活用具給付事業の扶助費として3,602万4,000円、その他事務費を合わせて合計4,708万3,000円を計上しています。

次に、事業を実施している事業者については、障害者支援施設等を運営している事業者と委託契約しており、市内では3事業者あります。

次に、日常生活用具の対象となる用具の要件や用途については、厚生労働省告示により国が定めており、給付対象となる具体的な種目については、市の要綱により定めています。

○委員（片平恵美） 日常生活用具について、具体的な項目は、市が定めるということですが、市民からこれも認めてほしいという相談が寄せられたことは今までにありますか。そういう相談が寄せられた場合に、どのように対応するのか教えてください。

○真鍋地域福祉課長 新たな物品を要望された場合については、あくまでも国の定めや市の要綱に基づいて判断をしますが、国、県の補助対象となるのかどうか、本人に本当に必要な物なのかどうかということを総合的に判断して対処していきたいと思います。

御要望については、過去何件かはあったとは聞いています。

障がい児通所支援事業費

○委員（片平恵美） 本事業のうち、障害児相談について年間何件の相談がありますか。

2点目、計画を作成する相談支援専門員は、市内に何人いますか。

○真鍋地域福祉課長 まず、障害児相談の相談件数については、令和7年度は、年間1,371件の障害児相談を見込んでいます。

次に、相談支援専門員の人数については、本市が指定をする障害児相談支援事業所は9事業所あり、相談支援専門員については合計23人です。

子ども医療助成費

○委員（野田明里） 今年度3億3,528万7,000円、来年度3億8,306万6,000円と年々増額していますが、なぜですか。

今後の展望は。

適正受診のための検討は行いましたか、また今後そのための取組は何か行いますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目についてです。

今年度当初予算3億3,528万7,000円に対し、受診者数の増加による扶助費等の不足のため、6,129万5,000円の増額補正を行っており、令和6年度予算現額は3億9,658万2,000円となっていま

す。

来年度については、今年度分の支払い実績及び今後の見込みを踏まえたものとしています。

医療費増加の理由としては、新型コロナウイルスが5類感染症に移行された令和5年度から、子ども医療費が大きく増加をしています。この時期から人々の移動が活発になっており、それまで抑えられていたコロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に罹患する機会が増加したこと、またコロナ禍の感染予防行動によって、病気にかかる人が少なかった時期があった分、様々な感染症に対する免疫を獲得していない方が多くなっていたことにより、感染症の蔓延が誘発され、子ども医療費が増加したと、考えています。

また、診療報酬について、令和4年度に0.43%、令和6年度にも0.88%ほどの引上げが行われており、これにより医療機関への支払いが増えたことも、子ども医療費の増加の一つの要因となっています。

2点目、今後の展望についてです。

まず、子ども医療費の増加傾向については、新型コロナウイルス蔓延のような一部予測不能な要因を除けば、子ども医療費が大幅に増加することはないと考えています。

子ども医療費の支払い実績についても、令和5年度は約3億7,000万円、令和6年度も同程度か微増となる見込みで、今後も一部診療報酬の改定の影響はありますが、同程度の3億7,000万円から8,000万円前後で推移すると考えています。

次に、適正受診のための検討、取組についてです。

令和6年度から、園や学校管理下におけるけがについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を活用し、子ども医療費の減額に取り組んでいます。

また、今年度、増加する医療費の要因を探るために、子ども医療の支出データを用いて、子ども医療費助成事業における課題の分析と対応策の検討を行いました。分析の結果、西条・新居浜地域における感染症の流行が、子供の医療費の増大に強い影響を及ぼすということが分かりました。感染症が流行した月とそうでない月の子ども医療費を比較すると、感染症が流行した月の金額は、そうでない月の1.2倍となっており、金額にして約700万円増加しています。このため、西条・新居

浜圏域の感染症拡大を予防することが、子ども医療費節減の有効策であると考えています。

今後、西条・新居浜圏域における感染症拡大の予防については、保健センターや健康政策課、学校教育課などの庁内関係部署とも協議を重ねて、具体的な啓発の方法など対応を考えて取り組んでいきたいと考えています。

○委員（野田明里） 大体3億7,000万円から8,000万円程度ということでしたが、毎年このぐらいの予算を見込んで、この先も続けていく予定ですか。

○矢野こども未来課長 子ども医療費の分析自体は、今後も行っていこうと思っておりますが、状況の変化がない間は、このあたりの数字で推移するものと考えています。

○委員（藤原雅彦） 無償化によって医療費に対する意識が変化し、軽症な病気でも医療機関を受診する子供たちが増えているのではないのかと考えますが、市としてどのような認識を持っていますか。

○矢野こども未来課長 御指摘のとおり、医療費の無償化によって、医療機関を受診するハードルそのものは低くなっているとは考えています。さらに、特にコロナ禍以降、以前であればいわゆるただの風邪だと自分で判断していたような症状でも、本人に熱がある場合などは感染症蔓延防止の観点から、病院での検査で陰性が確認されていることが、職場への出勤や学校、保育園等への登校や登園の条件となっていることが増えたため、軽症であっても検査のために医療機関を受診する方が増えていることも要因の一つであると考えています。現在の子ども医療費の体制を維持していくためにも、無償であることの周知、また医療費の助成制度の理解の促進等に向けた啓発に取り組んでいく必要があると考えています。

○委員（藤原雅彦） 先ほど野田委員の答弁で、大体3億8,000万円前後で今後も考えていくとのことでしたが、決して安い金額ではないなと思います。子供よりも保護者の方、またお医者さん、医師会に対して、子ども医療費がこういう状況であるということをお知らせする、周知をする、そういった考えはありますか。

○矢野こども未来課長 まだ今のところPTAや医師会に対する取組はしていませんが、一部データも出ているので、そういった内容も踏まえて、

今後そういったところとの話合いや協議も重ねていきたいと考えています。

○委員（神野恭多） ジェネリック医薬品とかについて、医師会などと話をすることはできませんか。

○矢野こども未来課長 ジェネリック医薬品等について、直接具体的には話ができていないので、話合いの中で、話題には出していこうかなと考えています。

子育てサービス利用者支援事業費

○委員（伊藤優子） 公民館での子育てサロンや保健センター等の乳幼児健診などの場で、子育て世代の相談に対応するほか、自ら出向くことができない家庭などへの寄り添い型支援を行う出張相談を実施するとありますが、何件ぐらいを想定していますか。

1家庭に対して、何回ぐらいの相談を考えていますか。

また、生まれたときに民生児童委員さんが訪問する事業があると思いますが、民生児童委員さんとの連携は取れていますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目については、集団の場が苦手な方や人との関わりが苦手な外へ踏み出せない方、誰も知らないところには行きにくいという方などへの出張相談、こちらは校区担当の保健師からの報告数等を勘案して、年間25世帯程度を想定しています。

次に、2点目について、それぞれの家庭の状況によって異なりますが、出張相談としては、1家庭当たり一、二回程度の対応を想定しています。この場合、その家庭の方との関係を積み重ねながら信頼を築いていく必要もあるため、電話などでの相談対応も組み合わせながら行っていきます。

3点目、次に民生児童委員さんとの連携についてです。

生後三、四か月頃に主任児童委員、民生児童委員に家庭訪問の依頼をしています。今年度、こども家庭センターの職員が、各校区の民生児童委員の会合に参加をし、顔の見える関係性の構築に努めています。本事業を新たに実施していくに当たり、こども家庭センターを中心に、この利用者支援事業の実施、施設との連携も強化をしていきたいと考えています。

○委員（加藤昌延） 公民館での子育てサロンや保健センターでの乳幼児健診などに併せて実施す

るとのことですが、どのような形で相談、訪問支援を行うのですか。

2,540万円の具体的な内訳を教えてください。

保護者に対し、この支援を受けられることを、どのように周知されますか。

自ら外出できない方への寄り添い型支援とのことですが、具体的にどのような形でアプローチしていますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目の具体的な内容については、今後の受託事業者との協議を進める中で検討していくことにはなりますが、子育てサロンにおいては、まず希望調査を行い、実施の日時など、各サロンとの調整を図っていく予定としています。

また、1歳6か月健診では、会場内に子育て支援コーディネーターの相談ブースを設けて、子育て支援施設の情報提供や、育児相談などに対応していくことを考えています。

次に、具体的な内訳についてです。

地域子育て支援拠点施設において実施する利用者支援事業の基本型1施設の委託料として773万円、別にこの基本型に加えて、出張相談を行う2施設の委託料が、1か所当たり883万5,000円で、合計2,540万円となっています。

次に、3点目の周知については、保健センターでのすまいるステーションの妊娠届のときや赤ちゃん訪問、また乳幼児健診の機会に、個別にチラシを配布するほか、子育て世代が利用する施設での案内チラシの配布、市のホームページやSNSでの発信など、利用できる様々な手段や機会を捉えて周知を図っていきます。

次に、4点目の具体的なアプローチについてです。

保健センターで実施している赤ちゃん訪問、乳幼児健診などで子育ての孤立の防止のために子育て支援施設の利用を勧めることもありますが、集団の場が苦手だから行きたくないという母親も一定数います。そのような家庭のほか、多胎児の子育てで外出自体がなかなかままならなくてストレスがたまっているような場合など、健診のときの面談での内容や、アンケートの回答内容から、この事業にマッチするのではないかという家庭に対しても直接アプローチを行い、訪問支援を希望する家庭をこども家庭センターにつないでもらうことで、利用者支援事業実施機関との調整を図って

実施をしていきたいと考えています。

保育所ICT化等推進事業費

○委員（越智克範） まず、私立と公立での実施内容は異なりますか。

2点目として、私立保育所の補助金の率はどのよう、その根拠はどのようですか。

3点目として、公立保育所の費用内訳はどうなっていますか。

最後が、今後の計画と費用予想はどのようになっていますか。

○正岡こども保育課長 まず、1点目ですが、国庫補助を活用して、私立も公立も保育業務システムの導入を図るものとなっています。

私立については、システム導入の初期費用について補助を行い、公立施設については、初期費用のほか、ランニングコストを計上しています。

2点目、1施設当たりの補助基準額は130万円で、補助の割合は、国庫負担が基準額の2分の1、市及び事業者負担がそれぞれ4分の1です。

根拠としては、こども家庭庁の保育対策総合支援事業費補助金を活用するため、国の補助要綱に準じて補助するものです。

3点目については、システム導入委託料が1,417万円、システム使用料が385万8,000円、システム通信料が74万2,000円となっています。

4点目、今後も引き続きシステムの導入を計画する私立の保育所等について、国庫補助を活用した補助を行い、ICT化の推進を進めていきます。

公立保育所については、システム導入後は、ランニングコストとしてシステムの使用料及び通信料として920万円を予定しています。

○委員（越智克範） 私立に対し、これからの費用の補助はないのですか。今後の計画は。

○正岡こども保育課長 私立保育所については、令和7年度にシステムを導入する施設を含め、ほぼ導入することになりますが、まだ導入できていない施設もありますので、今後施設の要望に沿って、要望があれば市として補助していきたいと思っています。

○委員（伊藤優子） 私立保育所と公立保育所における保育所の業務負担軽減と保育業務のICT推進化とありますが、保護者への理解はされていますか。

また、保育士にとって、1日でどれぐらいの軽

減になると考えていますか。

また、保育士に対し、ICT化推進の研修などは考えていますか。

○正岡こども保育課長 まず、1点目については、スマートフォンアプリを利用して、園児の欠席や遅刻の連絡や、園からのお知らせ等をいつでも確認できるようになることから、忙しい保護者にとって利便性の高い保育環境を整備することができると考えています。

システムの運用に当たっては、保護者の円滑な利用が図られるよう、事前に丁寧な周知に努めていきたいと考えています。

2点目ですが、朝の時間帯に集中する欠席連絡、電話の対応などが不要になるほか、配布物の電子化、園児情報や保健記録等のデータの集約、各書類の作成補助などがタブレット端末を利用してできるようになることから、定量的に軽減量を測定することは難しいものの、1日を通じて、様々な保育周辺業務の負担軽減が期待されると考えています。

3点目、事業者等による保育士向けの研修会やデモ体験会等を実施して、ICT化推進に対する理解を深めるとともに、各園でのスムーズな業務移行を支援できるように取り組んでいきたいと考えています。

○委員（伊藤優子） 私立の保育所では、何園が導入してないのですか。

○正岡こども保育課長 令和6年度時点で、私立保育所が18園、認定こども園5園、幼稚園が3園、地域型保育事業所が5か所、全部で31施設ありますが、導入済みの施設は13施設となっています。

○副委員長（高塚広義） 1点目、保育士の業務負担の軽減とはどのような効果が期待できますか。

2点目、保育業務支援システムの導入による費用対効果を伺います。

3点目、保育業務支援システムの内容について伺います。

4点目、私立保育園7園、公立保育園8園とはどこですか。

5点目、保育業務支援システムの導入費用以外に初期費用は要するのか、伺います。

○正岡こども保育課長 まず、1点目については、電話連絡など保護者との個別対応を簡略化

し、紙の配布物の準備や送付、各種帳票などを電子化することによって、事務作業を効率化して、時間短縮を図ることができると考えています。

2点目、費用対効果について、効率化により直ちに費用の削減を実現するというものではありませんが、連絡確認や書類作成などに要する時間が短縮できることで、保育士が保育に専念する時間をこれまで以上に多く確保することができるようになるため、よりきめ細やかで丁寧な保育を提供することが可能になり、安全性及び保育の質の向上につながるものと考えています。

3点目ですが、主な機能としては、児童の登降園管理、記録や保護者との連絡、保育に関する計画の作成、保育士の勤務に関するシフト表の作成などとなっています。

次、4点目、導入する施設について、私立保育所は、新居浜八雲保育園、さくら乳児園、新居浜南沢津保育園、ミドリ保育園、新居浜菘生保育園、新居浜上部のぞみ保育園、はびねすnursery schoolの7園です。

公立保育園は、令和7年度末で廃園となる垣生保育園を除く全園です。

最後に、5点目ですが、私立保育所については、初期導入に係る費用のみの補助となりますが、公立保育園については、導入後、システム使用料や通信費等のランニングコストが必要となると考えています。

○副委員長（高塚広義） 1点目は、令和7年度で15園行うということですが、最終的に全園の導入は何年度ぐらいを目標にしていますか。あと今回のICT化は非常に効果もあり、期待していますが、実際に保護者との対面でのコミュニケーションが、少し希薄になるのではないかと懸念しています。その辺の考えを聞かせてください。

○正岡こども保育課長 全園導入の目安について、公立に関しては、来年度整備しますので、これで全部導入ということになります。

私立については、施設の自己負担分が出てきますので、施設によって導入時期が異なるため、いつまでとは言えませんが、順次DX化は保育所においても進んでいますので、国の補助金を活用しながら、できる限り早い段階で全施設に普及するように取り組んでいきたいと考えています。

2点目の、システム導入によって、直接対面でのやりとりが希薄になるのではないかとこの点に

については、スマートフォンなどを活用して、欠席連絡ができるなど利便性の向上は当然あり、今は手で書いてお渡ししている連絡帳などがアプリ上でできるようになります。ただ、それだけでとどめるのではなく、送り迎えは当然保護者が直接園に来て、お子さんの引渡しをしています。その際のやり取りというのは、これまでどおりやっていくこととなりますので、その辺は希薄にならないように、両方をうまく活用して取り組んでいけたらなというふうに考えています。

○委員（片平恵美） 現場からの声、どのような声を聞いていますか。

○正岡こども保育課長 現場からの声ですが、公立保育園でのシステム導入に向けて、今年度公立保育園ICT化検討委員会を立ち上げて、保育士からの意見を集約して取り組んでいるところです。その中でも、システム導入に前向きな意見が大変多く、誰もが使いやすい業務効率につながるシステムの選定に向けて、引き続き協議を重ねながら取り組んでいきたいと考えています。

○委員（片平恵美） 全国的にいろんなシステムを使っていると思いますが、どのシステムを使うのか、候補があれば教えてください。

また、何を基準に選ぶのかも教えてください。

○正岡こども保育課長 主立ったシステムについては、全国的に実績のあるシステムが幾つかあります。このシステムに関しては、今年度検討委員会の中で、実際に取り扱っている業者にデモ等を行ってもらい、使い方などを実際に体験しながら、現場の保育士にも意見を聞いているところです。現時点においては、どこのシステムを入れるのかはまだ決めていません。これはこれからの話になりますので、それについても、検討委員会を通じて、意見を集約しながら決めていきたいと考えています。

2点目の選定基準については、国の補助基準で、システムの導入に当たっては、機能が決められており、まずは保育に関する計画や記録ができること、保護者との連絡機能があること、子供の登降園管理、実費徴収に係るキャッシュレス決済、こういった機能を備えたものとなっています。そういった機能を備えているシステムであるかというのが基準になると思っています。

UIJターン保育士支援事業費

○委員（神野恭多） これまでの実績と令和7年

度の想定を伺います。

保育士確保の必要性について、市の見解はいかがですか。

○正岡こども保育課長 まず、1点目ですが、令和5年度が2件、11万1,000円、令和6年度が2件、40万円を補助しています。

令和7年度の想定としては、補助対象となる市内の公立保育園等に、令和7年4月1日付で新規採用される保育士が13名おり、そのうち10名程度が申請するものと見込んでいます。

2点目ですが、公立保育園では、育休等の長期休暇による代員の不補充というのが続いており、この傾向は来年度以降も続くかと予測されることから、保育士の確保は急務であると考えています。

また、私立保育園等においても、保育士が不足していると聞いていますので、市内全体で保育士の確保が必要であると考えています。

○委員（神野恭多） 令和7年度10名ということですが、これまでの実績の中で、基本的にはこの制度がたまたまあったというのが正直なところだとは思いますが、そのあたりいかがですか。

○正岡こども保育課長 この補助制度があったから市内の保育園に就職した、直接つながったと聞いている事例はありませんが、新居浜市内の保育園などに就職するというきっかけになる事業ではあると思っていますので、今後も継続していく必要があるのではないかと考えています。

○委員（神野恭多） きっかけとしてはすばらしい事業だと思いますが、この支援事業の募集を見ていると、新居浜市、もしくは県内近隣市に転居した場合となっており、新居浜市に限定されていません。県の事業なので、仕方がないのかもしれませんが、もし変えられるのであれば、新居浜市に転居と絞ることはできないのですか。

○正岡こども保育課長 御指摘のとおり、県の人口対策の交付金を活用しています。県の要綱についても、県内についても対象ということになっていますので、新居浜市もそのようにしています。願わくは、市内に住んで欲しいとは思っていますが、新居浜市内の保育園に勤めていただくことで、新居浜市の保育の環境、受入れ体制というのが整うということで、有効な補助であると思っています。

こども家庭センター運営事業費

○委員（野田明里） 今年度1,364万5,000円、来

年度3,179万円と大きく増額したのはなぜですか。

これまでとは違う取組等は考えていますか。

こども家庭センターの認知度がまだまだ低く、相談先としての選択肢となっていないように思います。認知度や親和性の向上を目指し、より利用しやすい施設にするための取組は考えていますか。

こども家庭センターの来年度の目標、利用者数や相談数等を教えてください。

○矢野こども未来課長 まず、1点目、増額の理由としては、困難家庭に対応する支援員及び保健センターにあるサテライトのすまいるステーションの職員に係る人件費5人分を、令和6年度は困難な家庭支援員費及び出産・子育て応援給付金支給事務費に計上していましたが、令和7年度において、こども家庭センター事業費に変更したものとになります。これらが全部で1,649万6,640円となります。

また、相談支援業務として、情報共有を行うためのパソコンのリース代として44万円のほか、こども家庭センター事業において、従来から雇用している会計年度任用職員の人件費のベースアップもあったため、全体で増額となっています。

次に、これまでと違う取組についてです。

こども家庭センターの取組の一つであるサポートプランを、今年度から開始しましたが、次年度では、今年の運用で得た知見や方法、改善などを生かして、今年度以上に注力をしていくとともに、子育て世帯訪問支援事業や多胎妊産婦サポート派遣事業などの新規事業が、サポートのメニューとして新たに支援する家庭に提供できる見通しであるため、そちらを支援が必要な家庭に対して、適切に提供できるような体制を整えて、事業が円滑に実施できるように取り組んでいきたいと考えています。

次に、利用しやすい施設にするための取組についてです。

まず、相談しやすい環境づくりの一つとして、今後こども未来課のレイアウトの改良等により、相談コーナーをまず確保することと、分かりやすい案内の表示に取り組んでいきます。

次に、認知度や親和性、こちらについては、市公式のインスタグラムのリール機能の活用、また地元の地域情報サイトへの子育て情報の掲載など

により、皆さんが思っているよりも近い存在ということで認識をしてもらえるように、子育て世代にも届くような有効的な方法にいろいろ取り組んでいきたいと考えています。

次に、来年度の目標としては、相談等の対応件数は、今年度並みの6,000件程度と考えています。ただ、件数だけで成果が図れるようなものではありませんので、悩んだときや困ったときに特別なことなくちょっと話を聞いてほしい、そういったときに頭に浮かんでくるような存在ということを目指して、利用者支援事業などとほかの事業とも連携を強化しながら、取組を進めていきたいと考えています。

○委員（野田明里） 1つ目の質問の答弁に、情報共有などに係る費用とありましたが、どこどこでどのような情報をどのように共有しますか。

○矢野こども未来課長 情報共有先は、主に庁内になります。保健センターなど、庁内で使っている基幹システムがあるのですが、情報を見るための端末、パソコンが1人1台はない状態です。パソコンをリースすることで、担当がなるべく1人1台見ることができるようにし、効率的に内容の共有ができるような形にするためのリース代となっています。

○委員（野田明里） 情報共有ということで、連携会議などはどのように行っていますか。

○矢野こども未来課長 連携会議については、定期的に決まっている特定妊婦の会や、要対協も含め、会はそれぞれありますが、それ以外に個別のケース会、これは比較的頻繁に事例に応じて行われていますので、それぞれの状況、緊急度合いにも応じた、迅速な対応を行っているところです。

子育て世帯訪問支援事業費

○委員（越智克範） まず、想定する世帯数とその算定根拠はどのようになっていますか。特に支援が必要な世帯をどのように判断していますか。

2つ目、他市での同様な取組などは調査しましたか。

3つ目、訪問支援員の選出は、どのように行うのですか。

最後に、費用の内訳はどのようですか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目の対象となる世帯は、主に要保護児童等地域対策協議会において登録管理台帳に登録されて、構成機関での見守りを継続している世帯で、1月末現在で140世

帯あります。そのうち、要保護児童等地域対策協議会の実務者会議における状況報告の中で、児童虐待のリスク等も踏まえて、子供の成長、発達のために養育環境を整えることが必要であると考える世帯として20世帯程度を想定しています。

次に、2点目の他市での取組について、近隣の市町においては、同様の取組については事業所に委託して実施をしていると伺っています。

3点目、訪問支援員の選出については、市の会計年度任用職員として、これまで乳児家庭全戸訪問事業や養育支援の家庭訪問事業等で訪問対応をした経験がある保育士や看護師、保健師、助産師等の有資格者を中心に協力依頼を行っていく予定としています。

次に、4点目、事業費155万5,000円の内訳です。日々雇用の会計年度任用職員の人件費133万1,000円、訪問を実施するための交通費として10万7,000円、文具等の消耗品費が2万円、また訪問支援時に事故等のトラブルに備えるための傷害保険料として9万7,000円となっています。

○委員（越智克範） 20世帯を選んだ根拠は何かあるのですか。それと、訪問支援員の人数はどのぐらいを想定していますか。

○矢野こども未来課長 まず、20人の根拠ですが、要対協の会議の中で、その家庭に関する状況を、いろんなところからの情報を集めて判断をしていくのですが、その中で、家庭環境、おうちの中の状況が、これはちょっと訪問をしているいろいろな手を入れていかなないとなかなか改善に至らないだろう、至らないということは、子供が安全に健やかに育つのに支障が出てくるのではないか、と思う家庭を20世帯と想定をしているところです。主に緊急性が高いところということも判断の材料として含めています。

続いて、2点目の支援員の人数については、12人程度の登録を予定しています。

○委員（黒田真徳） 家事、子育ての支援とは、具体的にどのようなものですか。

○矢野こども未来課長 具体的な支援については、家事支援として、食事の準備や片づけ、衣類の洗濯、補修、居室の掃除や整理整頓、また生活必需品の買物の代行等、それから育児、養育支援として、授乳やおむつ交換、沐浴などの育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、また外出時の補助、そのほか子育てに関する不安や悩み

の傾聴や相談や助言というところまでを想定しています。

○副委員長（高塚広義） この事業費は、国、県、市が3分の1ずつ負担となっていますが、複数年度にわたっての事業となりますか。

支援員の資格条件というのがありますか。

特に支援が必要な世帯とは、どのような虐待リスク等の状況を把握していくのか、民生委員と連携していくのか、伺います。

○矢野こども未来課長 虐待リスクを未然に防ぐ手段の一つとして、訪問による家庭環境の改善が必要と考えられる家庭、また支援を希望する家庭もあります。こういったことから、受皿となる人材の確保にも積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、それも含めて、今後も継続的に実施をしていきたいと考えています。

また、財源の内訳については、子ども・子育て支援交付金を活用していますので、国、県、市それぞれの3分の1ずつの負担で実施をする予定となっています。

次に、支援員の資格要件については、保育士や保健師、助産師、看護師、訪問介護員等の専門職のほかに、資格は有してはいないものの、基礎的な研修を受講した子育て経験のある方への依頼というのも予定しています。

次に、支援が必要な世帯ですが、要保護児童等地域対策協議会において、管理台帳に掲載をしている世帯の中から20世帯程度を想定していますが、虐待リスクの把握の方法については、管理児童の所属機関から、毎月1回、児童の様子を定期連絡票という形で報告をしてもらっているほか、保健センターや児童相談所とも日常的に情報共有を図って把握をしています。また、民生児童委員や主任児童委員とは、連携強化をするために、顔が見える関係づくりということで、今年こども家庭センターの職員が、各地域の民生児童委員協議会に出向いて、泣き声が頻繁にあったりとか、夜間に子供だけにいるようだとか、養育環境が気になる家庭やヤングケアラーなどの地域で気になったり、また気づいていることなどをこども家庭センターにつないでもらうようお願いしています。今後もそういった各校区の実情に合わせた形で、連携を図っていきたいと考えています。

○委員（小野志保） 支援員の勤務体制をお教えてください。

○矢野こども未来課長 事前に支援員に稼働が可能な日、曜日や時間帯、また地域などを個別に把握をした上で、その後で訪問する家庭との調整を行っていきたいと考えています。

○委員（小野志保） その場合、決まった時間という設定はなくて、そのケースに応じて助言がされるということでしょうか。

○矢野こども未来課長 家庭によっては、入ってほしい時間帯があるという家庭が多いと思いますので、そこも含めた形で調整はしていきたいと考えています。

○委員（小野志保） 先ほど想定の人数の答弁がありました。途中で想定以上の人数になる場合や、周りが気づいてくれない方に対して、取りこぼしのないように、支援が行き届くようにするための対応や対策は考えているのでしょうか。

○矢野こども未来課長 周りが気づいてない家庭は、実際あると思います。こういったところを見つけていこうと思うと、地域の方の協力が一番大切です。またその対象となる家庭の方が、外へ出るタイミングのところで関わりのある方との連携、そこからの情報というのが一番やはり有効かと思えますので、この方はこことつながっているとかということを含めて、個別なところで関わり等漏れがないような形で取り組んでいきたいとは考えています。

午後 1時57分休憩



午後 2時08分再開

多胎妊産婦サポーター派遣事業費

○委員（伊藤謙司） 支援員のスキルは、どのようなものですか。

時間的には、何時間程度サポートに入ってもらえるのですか。

○矢野こども未来課長 支援員のスキル、それからサポートについてです。

まず、支援員は、子供の生育に関し、知識と育児の経験を持つ保育士、保健師、助産師、看護師や基本的な介護技術や医療知識を持つ訪問介護員のほか、資格は持っていないが、子育て経験が豊富で、子育てサポートに関する研修を修了済みの方を予定しています。

次に、サポートの時間は、1回当たり2時間まで、通院介助の場合は、1回当たり4時間までを予定しています。

○委員（野田明里） 多胎妊産婦及びおおむね3歳までの多胎児を養育している世帯が利用できるのですが、そのような世帯は、何世帯ありますか。ほかに利用条件はありますか。

また、利用回数や利用制限等がありますか。

この事業の周知方法と利用までの流れ、具体的にどのような方からどのような支援を受けることができますか。

この事業が新設された背景やどのような成果を期待していますか。また、利用目標数は。

○矢野こども未来課長 まず、1点目について、本市では、1年間に約8組の多胎妊娠があります。このことから、この事業の対象となる世帯は、妊婦から子供が3歳までと考えて4年間分として32世帯程度を想定しています。

次に、ほかの利用条件として、多胎育児をしている世帯のうち、家族等からの支援が受けられない世帯としています。

また、利用回数や利用制限については、妊娠中に10回を限度、出産後には年度ごとに20回を限度として考えています。

次に、周知については、この事業に関しては、対象者の把握ができることから、個別に通知することを計画しています。

利用までの流れとしては、まず希望する方の希望を伺った上で、サポートプランを計画します。その後、利用申請を行い、登録している支援員の中から、対応が可能な適任者を派遣するという形を考えています。

3点目の支援員に関しては、子供の生育に関し、知識と育児の経験を持つ保育士、保健師、助産師、看護師や基本的な介護技術や医療知識を持つ訪問介護員のほか、資格を持っていないが、子育て経験が豊富で、子育てサポートに関する研修を修了済みの方を予定しており、具体的な内容としては、家事支援として、食事の準備や片づけ、衣類の洗濯や補修、部屋の掃除、整理整頓や生活必需品の買物代行など、また育児養育支援として、授乳やおむつ交換、沐浴等のサポート、保育所や医療機関等への送迎、また子供の宿題の見守り、外出時の補助などです。そのほか、不安や悩みがあった場合の傾聴や相談、内容によっては助言という形の情報提供を行うこととしています。

次に、この事業の背景や成果、利用目標数についてです。

多胎児の育児というものは、同時に2人以上の妊娠、出産、育児を担いますので、体とか精神的な負担が人一倍大きくて、母体を回復させるためのケアまで手が回らないようなことや、経済的な問題のほか、社会からの孤立といった多胎児ならではの困難さに直面する保護者も少なくないというのが現状です。そのため、こういったことを踏まえ、多胎妊産婦への支援の充実を図るものとしたものです。

本事業の実施により、多胎児育児に係る母親の身体的、精神的な負担の軽減を図り、健やかに子供に向き合うことができるよう、サポートを行うことで、子供が健やかに成長できるための一助となることを期待するものです。

利用の目標としては、妊婦が4世帯、多胎児家庭で12世帯の利用を見込んでいます。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業費

○委員（野田明里） 低所得の妊婦とは、具体的にどのような方が対象ですか。また、そのような方は、どの程度いますか。

周知方法を教えてください。

利用方法や助成方法も教えてください。

低所得の妊婦には、ほかにも様々な問題が内包されていることが多いように推測しますが、ほかの支援やその他の継続的な支援との連携は、どのように考えていますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目についてです。

低所得妊婦とは、妊娠判定を受ける日において、新居浜市に住所を有しており、かつ市民税の非課税世帯に属する人となります。該当者数については、非課税世帯のうち、妊婦がいる家庭となりますので、正確な把握は困難ではありますが、既に同様の事業を実施している近隣他市の状況から情報収集も行い、それらの結果を踏まえた上で15件分の予算を確保しています。

次に、周知方法については、市政だよりやSNSなどでの発信や産科医療機関にポスターの掲示を依頼して周知を図るほか、妊娠届の際に実施している面談の機会を捉え、経済的なことで悩んでいる妊婦には、個別に声がけをしていきたいと考えています。

次に、3点目の利用方法についてですが、妊娠判定のための産科医療機関への受診の前に申請して、事前に受診券を発行する受診券方式というも

のと、既に受診した方に対しては、償還払い方式という2種類の利用の方法を考えています。

助成方法として、まず受診券方式については、受診前の申請によって受診券を発行しますので、受診券を持った上で、3か月以内に受診することで、1万円までは自己負担なく受診できるようにしています。この場合、経費に関しては、委託先の医療機関に直接市から払う形になります。

次に、償還払い方式の場合は、受診後になるので、受診後、半年以内に領収書等の必要な物をこども未来課や保健センターに持参し、申請をした上で、審査の上、指定口座に振り込むという形になります。

次に、4点目の連携についてです。

保健センターの中にあるこども家庭センターすまいるステーションにおいて、保健師や看護師の専門職が妊婦の個々の状況をアセスメントして、継続的な支援を行っています。その中で、経済的な問題や家庭環境の問題など、ほかの機関との連携が必要と判断される方については、本人の同意を得た上にはなりますが、産科医療機関や関係機関などへ連携を行い、それらの改善や解決に向けた支援を行っていきたいと考えています。

○委員（野田明里） 初回に産科を受診するときに、自分で妊娠したかなと思ったら検査薬でチェックして、陽性判定だったので受診するという流れが多いと思いますが、あらかじめ申請して受診券を受け取った上で産科を受診して、妊娠ではなかった場合などは、その受診券を返還するということになるのでしょうか。

○矢野こども未来課長 受診券の扱いについては、県下統一で実施する事業となっています。その中で、要綱を今後詰めていくことになっていますので、そちらの内容を踏まえた上で、適切に対応していきたいと考えています。

出産世帯応援給付金支給事業費

○委員（越智克範） まず、他市と比べて給付金の違いはどのようですか。また、その理由は何ですか。

2つ目、35歳以下と36歳以上の支給金額の違いは、市によって異なりますか。また、あるとすれば、どのような理由ですか。

3点目、この事業は今後も継続していく予定ですか。その場合、給付金の額はどのようになりますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目の他市と比べた給付金の違いについてです。

他市では、電子マネー及びクーポン券などによる現金での給付以外の方法で実施する市もあると伺っています。また、給付金額とインセンティブにも違いがあります。本市においても、現金給付以外の方法も検討しましたが、電子決済事業者への手数料やクーポンの発行など、必要となる事務費が現金給付に比べて過大となることが見込まれたため、現金給付で実施することとしています。

次に、2点目、支給金額の違いについてです。

えひめ人口減少対策総合交付金の令和6年度の交付要綱では、36歳以上は交付の対象外とされていましたが、令和7年度の交付要綱案では、この年齢要件は撤廃され、代わりに年齢によるインセンティブを設けることとされています。県より例示されたインセンティブの例では、36歳を境に10万円の差額を示されていました。

しかし、本市においては、若年世帯の出生率が他市町に比べて高く、2人目、3人目を産み育てやすいという地域特性があるため、多子世帯を応援するという観点から、インセンティブを最小限の1,000円に縮小しています。

なお、本事業は、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、県と市の連携事業として、県内のほぼ全市町で実施すると伺っていますが、先日、県から3月13日にこの支給方法や対象などについて説明会を行うという連絡が急遽入りしました。現在想定している要綱の内容に影響が生じる可能性があるという情報が出ているため、今後その内容を踏まえた上で、実施に向けた準備を進めていきたいと考えています。

次に、3点目についてです。

えひめ人口減少対策総合交付金を活用した連携事業ということであるため、現時点においては、この交付金の事業の終了予定年度が令和8年度であるため、令和8年度までの実施予定としています。その間については、県の要綱の大幅な改定等がない限りは、現行の内容を継続する予定としています。

○委員（越智克範） 1点目の他市との違いの中で、手数料やクーポンのやり方など、いろいろあると思いますが、本市の場合は、この金額を置いた理由は特に何かあるのですか。

○矢野こども未来課長 金額の積算根拠というところ

ころになってくるかと思いますが、この給付金の目的は、出産後に出費がかさむ子育て世帯を応援することであるため、愛媛県が事例としているファミリータイプの冷蔵庫や洗濯機、食器乾燥機といった家電製品の購入費用として、相場を鑑みて23万円から25万円程度、これに以前県が実施していた子育て世帯への生活応援給付金3万円を合わせた金額の大体半分程度ということで積算を行っています。

○委員（藤原雅彦） 経済的な理由で出産を諦めることがないようにとありますが、経済的な理由ということは、源泉徴収票など、申請時に収入を示すものが必要ですか。

○矢野こども未来課長 この制度自体には所得制限等は設けていません。あくまで全体の子育てを応援する中で、子供を産もうと思っている人が、経済的な理由で諦めないようにとということの意味合いですので、所得制限等はつけない給付金制度となっています。

○委員（井谷幸恵） 支給は1回ですか。また、どのタイミングで支給されるのですか。

○矢野こども未来課長 支給は県外を含めて、他の市区町村で同様の事業による給付を受けた場合を含め、1回のみとなります。

申請のタイミングについては、出生届及び転入届の提出時を想定しており、申請された月の翌月末支給予定としています。

なお、出産後1年以内という申請期間を設ける予定としています。

○委員（井谷幸恵） ほかの県でもこういったようなことはあるのでしょうか。

○矢野こども未来課長 今愛媛県でやろうとしているのは、愛媛県が設計をして、メニュー化していますが、恐らくほかの都道府県でも似たような事業が行われていると思いますので、そういうものがある場合は、それも1回と含めるという意味になります。どこの都道府県でということ、把握していません。

産後ケア事業費

○委員（野田明里） 令和4年度決算180万7,000円、令和5年度決算519万5,000円、令和6年度予算731万3,000円、令和7年度予算1,023万9,000円と年々大幅に増加しているのはなぜでしょうか。

これまでの取組との違いはどのようなようですか。

申込みなど利用までの煩雑さ、一部の方しか利用していない、支援を提供される方の負担など、これまで言われてきた問題点は改善されますか。

産後ケア事業の来年度の目標と目的を教えてください。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目の事業費が大幅に増加している理由については、産後ケアニーズの高まりや産後ケア事業委託医療機関等の増加、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更に伴う利用者の増加等により、令和7年1月末時点において、産後ケア事業利用延べ日数が、令和4年度と比較して3.2倍となっており、実績を踏まえた委託料の増額となっています。

また、委託医療機関等における事業実施体制が維持できるよう、宿泊型等の委託料を増額しています。

次に、2点目のこれまでの取組との違いについては、安心、安全な産後ケア事業の実施体制を維持し、利用者の受入れを促進するため、宿泊型の委託料及び多胎児加算の増額や日帰り型Aを10時間から8時間に短縮し実施する予定です。

3点目については、利用申請に関する利便性の向上を図るため、令和7年3月から、電子申請での利用申込みを開始しています。

周知啓発については、母子健康手帳発行時や妊娠中の電話面接、新生児訪問等で全ての妊産婦に情報提供しており、希望する産婦が利用できるよう、調整しています。

また、委託医療機関の負担を解消するために、宿泊型の委託料及び多胎児加算の増額や日帰り型Aの時間の見直しを図っています。

4点目の産後ケア事業の来年度の目標と目的については、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とし、ケアが必要な産婦が、事業を利用することで、より安心、安全に子育てできることを目標としています。

地域医療対策強化事業費

○委員（越智克範） 既に実施の2病院の実績はどのようなですか。また、その評価はどのように考えていますか。

2つ目、市民への周知やPRはどのように実施していますか。

3つ目として寄附講座の開設内容はどのように

決定しているのですか。

4つ目、各講座の開催頻度はどのようなですか。

○佐々木総括次長（健康政策課長） 2病院の実績と評価については、十全総合病院の診療支援については、脳神経内科外来を週2回、循環器外来を週1回担当し、外来患者数は、令和4年度は約2,000人、令和5年度は約3,000人と増加しています。特に、末梢神経伝導検査の導入や多発性硬化症、視神経脊髄炎スペクトラム、重症筋無力症という3大免疫性神経疾患の専門的診療を新居浜・西条圏域で初めて開始するなど、専門性の高い医療を提供することができたと評価しています。

愛媛労災病院については、今年度からの開設のため、事業成果報告は翌年度となります。

次に、周知についてですが、寄附講座の内容については、専門性が高く、教育、研究も目的としているため、特段市民への周知は行っていません。

次に、開設内容についてですが、愛媛大学医学部とサテライトを設置する医療機関との協議により、設置目的、教育及び研究の内容、診療体制等を決定しています。

次に、開催頻度についてですが、各講座とも設置期間を5年とし、その間は教授及び助教授が年間を通して専門的な診療支援及び教育、研究を行っています。

○委員（越智克範） 労災病院の実績は、今のところどのような情報もないのですか。

○佐々木総括次長（健康政策課長） 具体的な報告は次年度を待つようになるが、今聞いている限りでは、内視鏡検査による検査件数が上がっており、非常に有意な診療体制になっていると聞いています。

○委員（越智克範） PRをやっていないということですが、実際市民に対してはどのような効果があると思っていますか。

○佐々木総括次長（健康政策課長） 非常に専門性の高い診療内容になります。この寄附講座の利点としては、専門性の高い治療を愛大まで行かなくても地方でも受けられるということがあると思います。ただ、専門性が高いがゆえに、市民にPRしても分かりにくいということがあります。医療機関から医療機関、あるいは院内での連携の中で、有意に活用されていると考えています。

○委員（越智克範） 医療機関同士では、ここの

病院に専門的な開講があるということは、互いに連携して周知しているのですか。

○佐々木総括次長（健康政策課長） どこまで周知しているかは把握していませんが、愛大のほうでは、講座が開設されていることを公表しており、その専門領域の治療について、どうしたらいいかと悩んでいる医療機関の先生方は、恐らくこれを見て対処しているものと思っています。

○委員（伊藤優子） 認知症と関係はありますか。

○佐々木総括次長（健康政策課長） 本講座は、専門医が不足する中、地域での脳卒中診療体制を確立するために設置するもので、認知症とは直接的な関係はありません。

感染症等予防費

○委員（伊藤優子） 高齢者の带状疱疹の予防接種が定期接種となったとありますが、何歳からですか。65歳と70歳と推定する2方式があるようですが、どちらですか。

また、子宮頸がんワクチンは、あまり周知されていないように感じますが、もう少し周知してもらえないですか。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目の高齢者の带状疱疹の予防接種については、令和7年4月1日から定期接種開始の予定です。

対象者は、65歳以上の高齢者、60歳から64歳までのヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方とし、65歳を超える方については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとに実施する予定です。

なお、100歳を超える方については、令和7年度に限り、全員が対象となります。

2点目の子宮頸がんワクチンの周知については、対象者への接種券の送付や市政だよりや市公式LINE等を活用した広報活動、委託医療機関への周知の協力依頼を行う予定としており、今後も引き続き接種率の向上に努めます。

○委員（伊藤義男） まず、1点目、带状疱疹ワクチンとHPVワクチン接種に関する予算の具体的な金額とその予算配分の根拠は何ですか。

また、ワクチン接種による具体的な健康上の効果や医療費削減効果をどのように考えていますか。

2点目、HPVワクチンのシルガード9は、最長で15年効果が持続するとのことですが、子宮頸

がんの患者は、10万人当たり20歳から25歳まではほぼゼロ人です。若年層の接種は、本当に有効なのか、教えてください。

3点目、带状疱疹ワクチンとHPVワクチン接種後に報告された副反応や健康被害の事例はありますか。

その際の対応策や救済制度の整備状況はどのようにするのか、教えてください。

4点目、带状疱疹やHPV以外にも、市民の健康に影響を及ぼす疾患や予防策がありますが、このワクチン接種は、他の医療施策と比較してどのような優先順位で位置づけられているのか、教えてください。

5点目、带状疱疹ワクチンとHPVワクチン接種に関する市民への情報提供はどのように行われますか。

また、接種に際して、市民のインフォームド・コンセントはどのように確保されるのか、教えてください。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目ですが、带状疱疹ワクチン接種については、医療機関へ支払う業務委託料として337万2,000円、HPVキャッチアップ接種については、委託料が539万8,000円、ワクチン代が4,308万8,000円を予算計上しています。

予算配分の根拠については、带状疱疹ワクチンは、松山市や西条市と同様に、接種率を5%と想定して算出し、HPVキャッチアップについては、令和6年度中に1回以上接種し、当該年度内に完了しない者に係る費用を計上しています。

また、ワクチン接種による具体的な健康上の効果や医療費削減効果については、国の審議会において、ワクチン接種により疾病の発症及び合併症の予防効果が一定認められるとの議論があることから、いずれのワクチン接種も医療費削減効果があるものと認識しています。

続いて、2点目です。国立がん研究センター統計によると、2019年の国内の子宮頸がん患者は、年間約1万1,000人が罹患し、20代から増加し、40歳代でピークを迎えると報告されています。性交経験によるHPV感染によって、ワクチンの予防効果が減少することも示されていることから、若年層へのワクチン接種は子宮頸がん予防に有効だと考えています。

3点目の健康被害の事例及び対応策等について

ですが、本市において带状疱疹ワクチンとHPVワクチン接種後に報告された副反応や健康被害の事例はありません。副反応や健康被害報告があった場合は、国の予防接種健康被害救済制度にのっとり補償を行うようになります。

次に、4点目の優先順位については、国が定期接種に位置づけたワクチン接種に優先順位はありません。伊藤委員さん御案内のとおり、ほかにも市民の健康に影響を及ぼす疾患や予防策があることから、今後も国の動向に注視します。

5点目の市民への情報提供、インフォームド・コンセントについてです。市民への情報提供については、対象者への接種券の送付や市政だよりや市公式LINE等を活用した広報活動、委託医療機関への周知の協力依頼を行う予定です。

接種に際してのインフォームド・コンセントについては、接種者の基本的人権が最大限尊重されるべきと考えていることから、医療機関において医師によるインフォームド・コンセントが適切になされるよう、新居浜市医師会等に働きかけていきたいと考えています。

○委員（伊藤義男） 本市ホームページのHPVの案内を見ると、ほぼメリットしか出されていないと思うのですが、過去にこのHPVワクチンは、不随運動や各所の痛みなどの副反応が多く、接種が中止された経緯があり、そういった副反応の実例をしっかりと市民に伝えないといけないと思いますが、その辺を今回の定期接種で案内するつもりはありますか。

○寺尾保健センター所長 HPVワクチンのメリット、デメリットに関しては、ホームページ等の内容を精査し、正しい情報を基に、市民の方が自分の考え、医師との相談の下で接種の判断ができるように、情報は確認して、盛り込んでいきたいと思っています。

総合福祉センター整備事業

○委員（加藤昌延） 2,627万4,000円計上されていますが、その内訳を教えてください。

○真鍋地域福祉課長 総合福祉センターの老朽箇所改修や機器の更新を行うもので、総合福祉センター本館3階のLED照明更新工事が1,690万7,000円、同じく本館の冷温水2次ポンプ更新工事が656万7,000円となっています。

事業特別会計予算

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質疑> なし

<要望>

○委員（井谷幸恵） 高過ぎる国保料を払える国保料にしてください。

18歳未満の子供に関わる均等割の減免を要望します。国へも要望を上げてください。

<採決>

議案第17号 全会一致 原案可決

議案第18号 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計予算

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質疑>

○委員（篠原茂） 保険給付費が昨年度に比べ約6億9,000万円減額になっていますが、要因は何でしょうか。

予算書を見ると、介護サービス等給付費は、前年度より6億2,700万円ぐらい減額になっています。この要因を教えてください。

団塊の世代が後期高齢者となり、普通に考えれば給付費が増えるのではないかと思いますが、これはどのような状態でどのように減額したのか、教えてください。

○山本介護福祉課長 令和7年度当初歳出予算額132億8,122万円のうち、保険給付費123億8,618万5,000円については、令和6年度当初予算額130億7,735万9,000円より6億9,117万4,000円の減額となっています。その要因としては、令和7年度の当初予算算定に当たり、実績となる決算額と介護保険事業計画の予測額に大きな乖離があったことから、算定方法の見直しを行ったことと考えています。

具体的には、令和5年度保険給付費の決算額が122億4,424万4,360円に対し、介護保険事業計画の予測額が136億3,659万5,283円で、13億9,235万923円の乖離がありました。それを踏まえて、令和7年度の介護保険事業計画の予測額が、127億9,078万4,474円であることから、当初予算額の算定を見直し、保険給付費の予算額を123億8,618万5,000円としました。

令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業

議案第17号 令和7年度新居浜市国民健康保険

計画は、2年目の令和7年度に団塊の世代が75歳以上となることも踏まえた計画となっており、保険給付費についても、決算ベースにおいては、在宅サービスをはじめとする介護サービスの需要増も見込まれることから、保険給付費については上昇していくものと見込んでいます。

○委員（篠原茂） 答弁聞いたらちょっと不安になったのですが、乖離が今回見直されたとのことですが、今までは間違いなかったのでしょうか。

○山本介護福祉課長 今まではそのときの状況に応じて予算を算定しており、乖離の要因としては、従前の第8期介護保険事業計画は、新型コロナウイルス感染症が流行する前に策定したもので、新型コロナウイルス感染症が令和2年以降広がったことから、介護サービスの利用が大きく停滞し、その時期に決算額が減っています。その点が以前の計画では予測できてなかったということです。

<要 望>

○委員（井谷幸恵） 1点目、市民が安心して必要なときに必要な介護が受けられるようにしてください。

2点目、介護に携わる人の確保、そして処遇改善を推進してください。

3点目、経営困難となった介護事業所に対して、実情を把握して、関係者の声を聞き、支援策を講じてください。

<採 決>

議案第18号 全会一致 原案可決



議案第19号 令和7年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質 疑> な し

<要 望>

○委員（井谷幸恵） 1点目、国の負担率引上げを求めて、保険料の引下げをしてください。

2点目、保険料負担を1割に戻すよう、国に要望してください。

<採 決>

議案第19号 全会一致 原案可決

午後 3時11分休憩



午後 3時20分再開

<第3グループ>

議案第14号 令和7年度新居浜市一般会計予算

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）（説明）

自治会活動費

○委員（加藤昌延） 160万9,000円計上されていますが、その内訳を教えてください。

そして、自治会としての役割はどういったものですか。

自治会加入率が低下し、高齢化や担い手不足が課題となっている自治会が増えてきていますが、市としてどのような支援や取組をされていますか。

自治会の連絡手段や活動にデジタル技術、LINEをはじめとしたアプリなどを導入する支援は検討していますか。

自治会が消滅すると、どのような問題が発生しますか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） まず、事業費の内訳としては、各自治会への文書郵送代などの役務費が84万6,000円、自治会加入促進啓発物品の購入費や加入促進ポスター印刷代などの需用費が56万1,000円、自治会活動の功労者に対する表彰に係る報償費4万3,000円など、自治会との連絡調整や加入促進に係る経常経費となっています。

次に、自治会の役割としては、地域イベントなど地域住民の親睦、交流の促進、防災訓練や災害時の避難支援等で地域住民の安心、安全の確保、ごみステーションの管理や清掃活動など、地域環境の整備・保全などに取り組まれています。

また、地域課題をまとめて行政に要望するなど、行政とのパイプ役も担っており、役割は多岐にわたります。

次に、自治会の加入率低下を防ぐ取組については、自治会の活動内容を広く認知してもらうため、行政広報番組マイタウンにはまでの取組事例の紹介、協定を締結している宅建協会に、加入促進チラシの配布依頼、3月を加入促進月間としたキャンペーン等、市連合自治会と連携した事業を実施しています。

また、自治会への支援については、当該事業費ではありませんが、別途、地域が取り組むコミュニティ活性化事業などへの交付金支給や、自治会長さんへの便利帳を作成し、自治会の事務負担の

軽減にも努めています。

次に、自治会の連絡手段のデジタル化についてです。

現在は、LINEやアプリの活用は行っていませんが、毎月郵送している自治会長への通知文書にQRコードを掲載し、ホームページに掲載した資料をデータで確認できるようにしています。自治会長の中には、デジタル化への対応が難しい方もいるため、今後の対応については、引き続き調査研究していきます。

次に、自治会が消滅すると懸念されることについては、地域コミュニティが衰退することで、住民同士の交流が減少し、孤立化が進み、高齢者や障害者など見守りが必要な方々の生活に支障を来すおそれがあります。また、災害時の対応が遅れ、被害が拡大することが危惧され、共助意識の停滞など地域住民の安心、安全が損なわれていくものと懸念しています。

○委員（加藤昌延） 自治会が消滅することで懸念されることとして、これまで民生委員や見守り推進員の方が自治会から選出されていると思いますが、自治会が消滅することで、そういった方もいなくなるという認識でよろしいですか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） 民生委員の推薦は、全てが自治会からではないと思っています。地域の中に自治会のような組織がなくなるとすれば、民生委員や老人会など、様々な団体がありますが、地域の活動全てが縮小となり、人がいなくなってしまうのではないかと考えられます。

○委員（加藤昌延） ごみステーションや防犯灯の電気代がありますが、自治会が設置した防犯灯の電気代は、全て市が支払っていますか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） 平成27年頃に、市内一斉に防犯灯をLED化しました。この防犯灯については、新居浜市が10年間のリースを組んで、新居浜市として設置し、電気代を支払っています。それ以降に、地域で設置されたものは、1灯当たり100円の補助金を出しており、地域にも多少は負担していただいている状況です。自治会が消滅すると、それを新居浜市で支払うかどうかも含めて、いろいろと考えていかなければならないと思っています。

墓地管理費

○委員（田窪秀道） 黒岩、土ヶ谷、真光寺の市

営墓地の清掃、草刈り、樹木剪定のほか、水道料金も管理費に含まれますか。

さきの3つの市営墓地を利用していない市民は、御自分の菩提寺の墓地や地域の共同墓地を利用するためにそれぞれ応分の管理費用を負担しています。市営の平尾墓園を利用されている方も規定の管理費を負担しています。予算額1,192万1,000円、この全額が一般財源、つまり新居浜市民からの税金収入で賄われているのはなぜですか。

黒岩、土ヶ谷、真光寺の市営墓地の利用者に、墓地の環境を維持管理する費用負担を求めない理由を説明してください。

また、墓所の管理者が、新居浜市民以外のケースはありますか。

○高畑環境衛生課長 まず、黒岩、土ヶ谷、真光寺の市営墓地の清掃、草刈り、樹木剪定のほか、水道料金も管理費に含まれるかについては、水道料金も管理費に含まれます。

次に、黒岩、土ヶ谷、真光寺墓地については、当市の都市計画事業等によって移転した経緯があり、従前から一般財源で運営管理をしているため、令和7年度においても同様の取扱いとしています。

次に、黒岩、土ヶ谷、真光寺の市営墓地の利用者に、墓地の維持管理する費用負担を求めない理由については、黒岩、土ヶ谷、真光寺の市営墓地の成り立ちは、戦後、現在の港町から中須賀町、西原町、新田町にかけて、海岸部分に多数散在していた部落墓地等を、昭和25年頃から昭和40年頃にかけて、都市計画事業等により、それぞれの市営墓地へ移転し、現在に至っています。補償費対応等の資料も確認できず、墓地管理者に移転していただいた経緯から、管理費用を求めず、一般財源において管理運営してきました。

次に、墓所の管理者が新居浜市民以外のケースについては、令和7年3月7日現在で、黒岩、土ヶ谷、真光寺墓地3,340墓所のうち、使用者が判明している墓所が1,726墓所、そのうち新居浜市民以外の方が管理している墓所数は413墓所、県内154墓所、県外259墓所です。

○委員（田窪秀道） 市ホームページの真光寺、土ヶ谷、黒岩墓地の募集に、永代使用料はいただが、現在管理料はいただいておりますが、将来請求させていただく可能性がございますとあり

ますが、可能性がございますということの意味は、請求しないかもしれないという意味なのかどうなのか、教えてください。

○高畑環境衛生課長 管理料の必要性は、我々も認識していますが、現在墓地の使用者の確認が約50%しかできていません。使用者が確認できていない墓地の管理料を納付していただくことは不可能なため、他市町村の状況を見ながら、現在の分かった方だけに管理料をお支払いいただくのか、それとも継続して調査をするのかということで、平成30年の政策会議で、まずは5年かけて調査をするよう指示がありました。それが令和6年度が5年目で、その結果、現在50%しか判明していないというのが現状です。

○委員（田窪秀道） 3墓地それぞれの使用者管理台帳が整っているのが50%と理解していいですか。

○高畑環境衛生課長 そうです。

○委員（田窪秀道） 黒岩墓地の中には、昔からの部落墓地があり、土ヶ谷墓地には、慶正寺の墓地や納骨堂もあり、真光寺も同じで、市営墓地の中に真光寺の墓地もある。私もそこへ伺って見たが、市営なのかどうか、すみ分けがつかないようなところもあり、水道も共用で使っているのではないかとこのことで、メーターを探したが見つからなかった。水道料金も管理費に含まれるということだが、お寺の水道なのか、市営墓地の水道なのか、共用使用なのか、水道管を別々に布設しているわけでもないとは思いますが、その辺りのすみ分けはどのようにしていますか。

○高畑環境衛生課長 まず、土ヶ谷墓地の慶正寺区域の水道に関しては、新居浜市の水道です。現在水路は塞がっているため、令和6年度中に水道を移設予定としています。

次に、黒岩墓地の水道に関しては、お堂付近の水道については地域の墓地管理組合が水道料を支払っています。新居浜市の墓地内の水道に関しては、新居浜市が支払っています。

真光寺墓地についても同様です。

○委員（田窪秀道） 黒岩はお堂があり、近々壊されるということも聞きましたが、お堂自体は新居浜市の持ち物ですね。

○高畑環境衛生課長 お堂に関しては、もともと新田墓地にあり、庵主さんが住んでいたものを移転するときに、新居浜市の費用で移転しており、

建物としては新居浜市の管理だが、その後の維持管理費、修理費等は、地域の皆さんでの対応ということになっています。

○委員（田窪秀道） 市営墓地の使用上の注意ということで、墓所は使用者がお亡くなりになった場合には、承継の手続をしてください。承継の手続がされないときには、墓所の使用権は消滅しますとありますが、先ほど答弁の中で、50%ぐらいは判明しているとのことだが、使用者が本当に行っていないところの把握はできていますか。

また、現時点で3墓地それぞれ新規貸出しの墓所はどの程度ありますか。

○高畑環境衛生課長 新規貸し出しは3件です。

また、今、使用者の確認が50%、その後を追跡できないのかということですが、まず平尾墓園に関しては、墓地を借りるときに提出していただく書類に、住所、氏名、性別、生年月日、本籍等が分かるものを添付してもらうようになっています。法律上は、墓地管理者は住所、氏名等の台帳を整えないといけないとなっていますが、3墓地に関してはそれが整っていません。よって墓碑の名前だけで使用者を探すことができない状況です。いろいろな過去の台帳を見ても、例えば加藤○助さん、新居浜市中須賀町だけしか記録にないようなものが多数存在します。そのような中で、墓地を改葬する方法として、墓碑をどこかへ移動し、お骨を例えば合葬墓に入れるということになりますと、まず戸籍等を調べて、縁故者、相続者を調査した上で官報に掲載します。官報に掲載後、お墓の前に立札を立てて1年間公告し、親族等の方からの申立てを待ちます。1年経過後に、墓地を移動することができるだけの許可が市長名で出すことができます。墓碑、お骨の撤去については、現在平尾墓園の場合は、平尾墓園内のストックヤードに墓石を移動し、お骨は別の場所に保管しています。墓地の完全撤去について弁護士に相談したところ、損害賠償請求の観点から、20年経過しないと処分することができないということを言われています。今、約1,500ある3墓地の所在不明の墓所を官報に載せるだけで1件約1万円、計1,500万円の費用がかかります。現在、そのような状況であり、継続した使用者調査をしながら、どの程度の管理料徴収ができるかどうかを関係機関と検討している状況です。

○委員（田窪秀道） この3墓地に関しては、以

前から移転の補償の対象ということかもしれないが、これまでに市長への手紙などで、あそこ出にくいねとか、何とかしてくれとか、お盆に行ったけど草が伸びており、子供が毛虫に刺されたりするから清掃してくれとかの要望があり、以前は5回ぐらい清掃していたのを年間10回ぐらいに増やしている。ほかのところも清掃回数、ごみの収集回数を増やしている。市民の税金だから質問しているが、管理料、手数料の範囲内で対せず、収入もないのに予算を増やして、事業を続けてきたのはなぜですか。

○高畑環境衛生課長 管理料、草刈り等減らすということで、過去に、草を生やさないために、除草剤をのり面等に散布した経緯があったそうです。当然、草は生えないですが、根もなくなり、のり面等が崩れて、真光寺墓地などは水路がまだ埋まっている状態です。その水路について毎年少しずつ土砂を取り除いて修繕しているような状況です。管理料に関しても、昨年度に比べると若干減額しましたが、人件費等の関係で現在の金額となっている。あくまで管理しているのは共用部分であって、個人の墓地の中を対応していることはありません。市営墓地を持っている県内の市町村に確認をしたところ、四国中央市では800万円がごみ処理、草刈り、伐採に係る費用として支出されています。東温市では200万円、松山市に至っては3,600万円、これは人件費が含まれていないそうです。どこの担当者も、本市の3墓地のような経緯がある市営墓地の管理に関しては、大変苦慮しているという話を聞いており、引き続き、理解を得られるような形で管理料を徴収する方向での事務を進めていきたいと考えています。

ごみ処理費

○委員（小野志保） 1番、前年度1,774万9,000円、前年度と比較し、416万6,000円の増加の理由を教えてください。

2番、この事業の内訳を教えてください。

○青野廃棄物対策課長 前年度と比較し416万6,000円増加した理由ですが、令和6年度はごみ一部有料化事業費の予算費目としていたごみ処理券取扱店舗への取扱手数料、印刷に係る印刷製本費を令和7年度予算においてごみ処理費に移したことによる増額分343万円と会計年度任用職員の人件費が73万6,000円増額したためです。

次に、内訳ですが、会計年度任用職員等の人件

費892万7,000円、ごみパトロール業務や時間外犬猫等死体収集業務等の委託料880万円、ごみ処理券取扱手数料等の役務費285万4,000円、ごみ処理券印刷製本費、消耗品、その他の経費で133万4,000円です。

地域防災力向上促進事業費

○委員（近藤司） 防災士養成講座負担金等として50名分、60万円が計上されています。本市の防災士の資格の取得状況はどのようになっているのでしょうか。

そして、防災士資格を取るための申請窓口は、現在どのようになっているのでしょうか。

○岡危機管理課長 本市の防災士資格取得状況については、本事業は、平成23年度から実施しており、令和7年2月末現在で927人が資格を取得しています。

なお、過去3年の資格取得状況については、令和6年度は50人、令和5年度が60人、令和4年度は85人が資格取得しています。

次に、防災士資格を取るための申請窓口については、申請窓口は危機管理課となっており、50人の受講人数枠に対して、各校区の人口や現状の防災士数を勘案して校区ごとに受講人数を割り当てており、校区連合自治会長に受講者の推薦をしていただくよう依頼しています。

また、資格試験合格者については、防災士認証登録申請書と救急救命講習修了証の写しを危機管理課まで提出していただき、その後、愛媛県へ提出、愛媛県が取りまとめの上、日本防災士機構へ提出しています。日本防災士機構が登録した後、個人宛てに防災士証が送付されています。

○委員（近藤司） 防災士資格は、だんだん取得する人が増え、最近では50名を超えているということ、そして、各地域の状況に応じて、自治会長から推薦をしてもらっているということですが、今回、50名分を単独予算で計上していますが、50名以上の方については、今後どのようにされるのでしょうか。

また、申請の窓口について、連合自治会長に推薦をお願いしているということですが、最近、小学校、中学校を巻き込んで防災訓練などをしており、中学生やその保護者、PTAの方も資格を取りたいということで申請をしようとしたが、自治会に入っていないから申請できないという話も聞いています。今後防災士を増やし、地域防災力を

向上させるのであれば、受付窓口を例えば学校関係であれば教育委員会を通して申請できるようにするなど検討したらいいと思いますが、どのように考えていますか。

○岡危機管理課長 50名以上の受講者については、令和元年度に企業、団体取得者への補助を開始し、令和2年度に高校推薦枠を創設しましたが、令和4年度に企業、団体及び高校生の取得補助は終了しています。その関係で受講人数はもとも多かったのですが、現在少なくなっています。数については、今後検討して増やしていきたいと思っています。

次に、申請について、以前は教育委員会を通して申請をしていただいていたのですが、今は校区連合自治会長に推薦をしていただいている現状です。校区連合自治会長が認めた場合は、推薦するという形なので、自治会員及び非自治会員については問うてはいませんが、お話をいただいたときには、一応自治会長の推薦をいただくようお願いしますということを問合せの際には伝えているのが現状です。

○委員（近藤司） 愛媛県は防災士数が全国1位と聞いており、県も防災士資格を取るための補助金を出しているということを知っています。防災士養成講座負担金等については、一般財源で60万円ということですが、県の補助金はどのような形で使われているのでしょうか。

○岡危機管理課長 県の補助金は、防災士養成講座負担金にはついていません。全て市で教本代、受験料及び登録料50名分の財源を確保しています。

○委員（近藤司） 県は防災士資格取得に補助金を出していないということでしょうか。教材の補助金が出ているということも知っているのですが。

○岡危機管理課長 防災士養成講座等の講師代等については、補助をいただいていると思うのですが、教本代、受験料及び登録料については、市で負担しています。

避難行動要支援者個別避難計画策定事業費

○委員（片平恵美） 対象となる方の何割くらいの計画を作成する見込みでしょうか。

次に、障害事業所が今回追加されましたが、事業所の相談支援専門員の方に作成を委託するのでしょうか。

○岡危機管理課長 まず、個別避難計画は本人の

同意を得られた場合に作成するものとされているため、本事業の対象者のうち、7割の作成を想定しています。

次に、事業所の相談支援専門員の方に作成を委託するかについては、委託契約は、令和6年度の介護事業者との契約と同様に、障害の事業者についても、相談支援サービス事業所を運営する障害福祉サービス事業者と締結する予定としています。

○委員（片平恵美） 高齢者の施設、事業所で作成されてきたと思いますが、本人からの依頼があった分については全て作成できているのでしょうか。また、障害支援事業所の相談支援員は、業務量が多い状態ですが、現実的に作成が可能なのでしょうか。事業として進まない場合には、どういう手だてを考えていますか。

○岡危機管理課長 介護事業所の作成状況については、2月28日現在で提出審査が完了したものが58件、内容の審査を現在行っているものが108件となり、年度末に向け引き続き作成を継続していただいています。

次に、障害事業者の作成についてですが、前もって事業所へのヒアリングを実施し、作成数の見込みの最大数を伺った上で7割を計上しています。

地域づくり促進事業費

○委員（田窪秀道） 地域づくり促進事業費の230万7,000円は、地域運営組織（まちづくり協議会）を立ち上げて、新居浜市唯一のモデル事業を進めている宮西校区のために出費されている事業費と理解していいですか。

2つ目に、新居浜市連合自治会の宮西校区以外の旧大島、旧若宮を含む17校区自治会に交付されているコミュニティ活性化事業交付金1,339万3,000円では、一番世帯数が多い中萩校区でも149万5,000円です。校区内の自主事業への支出として見比べると、金額が多く感じられるのですが、どのような違いから金額に差が出るのでしょうか。

3つ目に、令和3年3月策定の新居浜市地域コミュニティ基本指針から4年が過ぎました。地域運営組織の設立推進は、今後どのようにする予定でしょうか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） 地域づくり促進事業費230万7,000円のうち、宮西校区

まちづくり協議会への交付金は183万4,000円となっています。そのほかとして、事務局を担う公民館職員の時間外勤務手当及び報酬が24万9,000円、市全体のコミュニティ施策を検討する地域コミュニティ再生検討委員会に係る経費が18万4,000円、消耗品費が4万円となっています。

次に、宮西校区まちづくり協議会への交付金については、令和5年度から新たに地域まちづくり交付金として、地域運営組織の安定した運営と主体的な活動支援を目的に、これまでのコミュニティ活性化事業のほかに、教育委員会の地域教育力向上プロジェクト推進事業、校区文化祭事業、文化スポーツ局の地域スポーツ育成事業、福祉部の敬老地域ふれあい事業など、6事業の既存事業費を統合し、交付していることから、コミュニティ活性化事業交付金と単純比較すると、多くなっています。この一元化した地域まちづくり交付金により、地域の裁量による主体的な予算配分や事務効率化につながっているものと考えています。

次に、今後についてですが、令和5年度に組織が設立され、単年度の活動実績しかないことから、現時点では明確な活動成果をお示しできる段階までは至っていません。しかしながら、地域の様々な団体がネットワークを組み、同じ目標を掲げて行動し、魅力ある地域づくりと地域の課題解決につなげていくための新たな仕組みが構築され、活動をスタートできたことは評価できるものと考えています。

今後は、教育委員会とも連携し、活動拠点となる公民館の役割、機能、事業展開など協議を重ねるとともに、モデル校区の活動状況の中長期的な期間での検証により、地域運営組織の形成推進に取り組んでいきたいと考えています。

国際交流協会運営費

○委員（小野志保） 1番、新しく取り組む予定の事業があれば教えてください。

2番、前年度966万8,000円から増額した理由は何でしょうか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） 新居浜市国際交流協会では、外国人を対象とした各種イベントや講座などを開催しており、令和7年度はベトナムの中秋節を祝うイベントを国際交流員と連携して新たに実施する予定と伺っています。このほかにも、市民には多文化理解の促進、在留

外国人にはふるさとの文化を感じてもらえるような様々なイベントの開催を検討されています。

次に、この事業費については、国際交流協会に関する経費と国際交流員に関する経費で構成されています。協会に関する経費は、自主財源の増加や経費削減等により、昨年度から110万5,000円を減額することとしていますが、交流員に関する経費は、昨年度8月からの8か月間の任用だったものが1年を通しての任用となること、また、全国統一基準となっている交流員の報酬単価が改定され、増額することなどから、165万円の増額となり、事業費全体で54万5,000円の増額となっています。

○委員（小野志保） イベントや講座は、何回ぐらい想定をしていますか。

○藤田総括次長（地域コミュニティ課長） 国際交流協会の事業予算、事業計画などは、令和7年度に入ってこの予算の中でどういうことができるかを協会の中で検討し、地域コミュニティ課とも協議しながら進めていく予定となっています。

戸籍電算化推進費

○委員（河内優子） 事業費の内訳と事業内容を教えてください。

財源のうち、国費に係る事業と一般財源に係る事業について教えてください。

○伊藤市民課長 事業費の内訳については、戸籍システムの管理運営に係る経費として、プリンター購入代などの需用費が44万5,000円、機器保守管理の委託料が6万5,000円、システム機器借り上げなどの使用料及び賃借料が1,532万4,000円となっています。

また、改正戸籍法の施行により、戸籍の氏名の振り仮名記載対応に係る経費として、振り仮名記載通知書郵送代の役務費が620万5,000円、通知書作成やシステム改修などの委託料が3,349万3,000円となっています。

事業内容としては、戸籍システムを安定稼働させ、証明書等の交付の迅速化、事務処理の効率化を図るとともに、戸籍の氏名の振り仮名法制化に対応するものです。

財源のうち、国費に係る事業については、戸籍の氏名の振り仮名法制化に対応するもので、具体的には、新居浜市に本籍地を置いている方に、戸籍に記載される予定の振り仮名をお知らせするための通知書の作成及び送付、振り仮名の一括職権

記載機能をシステムに追加する改修などを行うものです。

また、一般財源に係る事業については、戸籍届の受理や証明書の交付などの戸籍事務を適正かつ円滑に処理するため、戸籍システムの管理運営を行うものです。

猫不妊・去勢手術補助事業費

○委員（小野志保） 1番、令和6年度は返礼品がありませんでした。令和7年度返礼品はありますか。あるとすれば、どのような返礼品を想定していますか。

2番、クラウドファンディングが未達の場合はどうなりますか。市からの補填はあるのでしょうか。

○高畑環境衛生課長 まず、返礼品については、令和7年度についても、予算額の全てを猫不妊・去勢手術の補助事業に活用することを考えており、返礼品については想定していません。

続いて、クラウドファンディングについてですが、クラウドファンディングの目標額は100万円としていますが、目標額に達しない場合でも、補助金額を減額することは考えていません。

ごみステーション適正管理推進事業費

○委員（加藤昌延） 1,987万6,000円計上されていますが、その内訳を教えてください。

住民からの苦情や意見は、どのように集約していますか。

監視カメラの設置状況や効果、今後の拡充検討はありますか。

○青野廃棄物対策課長 まず、事業費の内訳は、地域環境維持活動支援金1,778万6,000円、ごみ収集ボックス設置補助金200万円、ごみステーション監視カメラ設置補助金9万円となっています。

次に、住民からの苦情や意見についてですが、窓口や電話、メール等で、ごみに対する様々な苦情や御意見が寄せられています。対応結果を記録し、課内で共有しています。

次に、監視カメラの設置状況や効果、今後の拡充検討ですが、令和3年度16台、令和4年度2台、令和5年度3台、令和6年度は2月末現在で2台の監視カメラ設置について補助しています。

令和5年度に実施した自治会アンケートでは、監視カメラ設置後に常習的な不法投棄や未分別ごみの減少、地区外からの持込みに対する一定の抑止効果が見られたとの御意見をいただいています。

す。

しかし、設置を検討する自治会が相当数あるものの、設置場所やプライバシーの関係等で設置までに至らないことがあり、補助実績が大きく減少していることから、継続して自治会の御意見を聞きながら、ごみステーションの維持管理に有効な補助制度を検討したいと考えています。

○委員（加藤昌延） ごみステーション設置について、自治会が設置するものに対して補助が下りるということは、自治会の所有物という考えでよろしいですか。

○青野廃棄物対策課長 自治会が設置した物については自治会の所有物としています。

○委員（加藤昌延） 自治会が設置するということは、自治会が消滅するとこのごみステーションも設置できなくなるというおそれがありますか。

○青野廃棄物対策課長 自治会ではなくても、地域住民が一定数ごみステーションを利用するということであれば、設置は可能です。

○委員（加藤昌延） 収集してもらえんというのでしょうか。

○青野廃棄物対策課長 ごみステーション設置の申請があり、その場所が収集可能な場所であれば、収集する手配をします。

浄化槽設置整備事業

○委員（仙波憲一） 下水道計画が縮小されるに当たり、今後の浄化槽設置の予定や将来計画の方向についてお聞かせください。

○青野廃棄物対策課長 今後の浄化槽設置の予定についてですが、令和7年度は、市民の皆様からの問合せやし尿くみ取り事業者や浄化槽の点検、清掃事業者等の聞き取りから、補助基数を40基予定しています。

今後も、聞き取り等により需要に応じて対応していきたいと考えています。

浄化槽設置の将来計画については、本市の下水道を除く合併処理浄化槽設置率を令和12年度に75%として取組を進めており、令和4年度の下水整備区域見直しに伴い、翌年度から補助メニューを拡充して、合併処理浄化槽設置を促進しています。

今後も、市政だよりやホームページでの広報のほか、浄化槽清掃及びし尿くみ取り事業者と連携を図り、積極的に制度を周知し、補助事業の活用を促進したいと考えています。

○委員（仙波憲一） 新築も対象になるのですか。

○青野廃棄物対策課長 本補助制度は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するもので、公共下水道事業計画区域外での新築には、ほぼ全ての家で合併処理浄化槽を設置していることから、新築時の補助は現時点では考えていません。

○委員（仙波憲一） 下水道区域が決定されれば、それ以外に新築するのに、今まで使っていないわけじゃないですか。新築する場合の補助についても考える必要があると思いますが、いかがですか。

○青野廃棄物対策課長 法的にも合併処理浄化槽を設置することが必要であるため、新築時の補助は現時点では考えていません。

○委員（神野恭多） 新築に対しての合併処理浄化槽設置の補助については、下水道の計画から外れている地域として様々な団体が要望を上げていると思います。先ほど説明があったように、国の指針が今は新築には向いてないことや、合併浄化槽が新築に対して設置義務があるというところで、なかなかつけづらいついてはと思いますが、当初予算を編成するに当たって、何か新築に対してできないかという話はしなかったのですか。

○青野廃棄物対策課長 そのような御要望がいろんな団体、個人の方からもあることは承知しておりますし、他市の状況等も調査していますが、現段階では当市において新築向けに補助制度を拡充することは考えていません。

清掃センター改修事業

○委員（河内優子） 事業の内訳と事業内容、どのぐらい延命できるのか教えてください。

○不二環境施設課長 本事業は、環境省の交付金を受け、令和6年度、令和7年度の2か年で実施している事業であり、老朽化した粗大ごみ処理施設とリサイクル推進施設を延命化するため、各施設の基幹的設備改良工事を行い、主要設備の更新整備を実施するとともに、排出される二酸化炭素を3%以上削減するものです。劣化が少ない設備や例年実施している定期点検整備工事の中で更新している設備については、本工事の対象外となっています。

事業費の内訳としては、粗大ごみ処理施設の工

事費が12億9,800万円、リサイクル推進施設の工事費が3億9,600万円となっています。

どのくらい延命化できるのかについては、本事業の実施により、施設の使用期間を15年間延伸し、供用目標年度を令和22年度としています。—

————— ◇ —————

議案第16号 令和7年度新居浜市平尾墓園事業 特別会計予算

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）（説明）

<質疑> なし

<要望> なし

<採決>

議案第16号 全会一致 原案可決

午後 4時37分閉会